

平成30年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番	東郷 克己	2 番	山崎 敦志
3 番	長谷川崇朗	4 番	橋 俊明
5 番	坂口 重良	6 番	岩井智恵子
7 番	津村 俊二	8 番	矢野 隆行
9 番	田中 陽介	10 番	稲垣 誠亮
11 番	山本 剛	12 番	鈴木 市朗
13 番	工藤 義明	14 番	野並 享子
15 番	東郷 正明	16 番	荒川 泰宏
17 番	立入三千男		

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第67号から議第95号まで  
(平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他28件)  
質疑
- 第3 議第67号から議第78号まで  
(平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他11件)  
決算特別委員会付託
- 第4 議第79号から議第93号まで  
(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他14件)  
常任委員会付託
- 第5 議第94号から議第95号まで  
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて 他1件)  
討論、採決
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、17人全員であります。

本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第6番、岩井智恵子議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、議第67号から議第95号まで(平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について)他28件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) おはようございます。

質問に入る前に、昨日の台風によりまして、市内でもたくさんの被害が発生しておりますし、関西圏内でも本当に室戸台風以上の状況ということで甚大な被害が出ているということに対して、災害に遭われた方に対しては本当にお見舞いを申し上げます。また、この災害にあたって、職員の方や消防団員とか関係の方々が本当に昼夜を分かたぬご尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。まだ課題はいろいろ残っておりますので、復旧に力を入れていただきたいと思っております。

それでは、議第80号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算についてを質問をいたします。

2件ありますので、1件目をまずやります。今回の補正額は1億8,270万3,000円の増額補正です。内容は29年度剰余金2分の1の1億800万円を財政調整基金への積み立てを行い、30年度末基金残高が4億円余りになることとあります。3月議会的时候、国保が県の事業となるため、市の国保としてたくさんの基金は必要なくなるから2億9,200万円の基金を1億円取り崩し、国保税を引き下げるべきと質問しました。しかし、国保税を下げれば基金が3年でなくなる、3年経てば一気に引き上げるとなる、その方法でなく今後返還金も想定されるので、基金は残す必要がある、3年かけて1億円を崩し、保険税を据え置くことにしたというような答弁であったかと思っております。しかし、29年度剰余金が2億1,532万8,000円あり、国への返還金や一般会計への繰出金合わせて7,470万円ということですから、今回の補正で基金への積み立てで基金残高が4億円になります。県の事業になったことにより、療養給付費の支払いのために多くの

基金は必要ありません。

そこでお尋ねいたします。県から納付金の引き上げは予想されますが、これまで野洲市は医療費の伸びは何%で試算されてきたのか、お尋ねいたします。

2点目、国への返還は31年度からはありません。現行の保険税で徴収すれば、さらに基金はふえることが予想されます。県に事業が移ることにより、基金を取り崩し、保険税を下げられた市がたくさんありました。高過ぎる国保税です。来年度は引き下げるべきですが、見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の議第80号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の医療費の伸び率のご質問につきましては、3.1%増で試算しております。

次に、2点目の国保税の引き下げに関するご質問ですが、まず本市分単独の過年度精算関係につきましては、ご質問の国の精算分、療養給付費交付金ということになりますが、これにつきましては本年度で精算が終了し、平成31年度には生じませんが、社会保険診療報酬支払基金との間でやりとりする費用につきましては、2年後精算ですので、31年度までやりとりがありまして、後期高齢者医療支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の3種類につきましては追加納付が、前期高齢者交付金につきましては返還が可能性としてはあります。

次に、国保税の現状を見ますと、本年8月末時点での収納見込み額、これは調定額に収納率を掛けて求めた数字ですが、被保険者数の減少を主な理由として必要額からは既に約3,000万円減少する状態、つまり収入不足が生じる状態でございます。年度末までには、これまでの傾向から被保険者数が今よりも減少することとなれば、さらに減収する可能性もあります。

一方、平成29年度国保会計の決算の状況では、対前年度比で被保険者数は4.1%の減の中で保険給付費は0.9%の減にとどまり、平成28年度決算は、対前年度比で被保険者数は2.6%の減の中で、保険給付費は逆に2.0%の増となっております。

これらのことから、1人当たり医療費は上がっているという傾向にあること、さらに医療費は県全体で算定すること、例年、医療費の動向に大きく影響する冬場の見込みも時期

的にまだ不透明であること、各種納付金は我が国の年齢構造から増加していく可能性が多分にあることなどから、ご質問の基金はふえることが予想されるとは決して言えるものではないとさせていただきます。

また、国保税が高過ぎるというご意見につきましても、県内の他団体では本市より高いところもありますし、そのように本市では原則3年間国保税率を固定したことで、他団体と国保税を比較するときは、今年度以降3年間の保険料率で総括的に比較しないと客観的な状況は言及できないことから、現段階で高いとも低いとも中ほどあたりとも言えません。

次に、基金の取り崩しにつきましては、本年2月議会の国保税率の改定でご承認いただきましたとおり、市の国保制度の運営を持続可能な健全性のあるものとするため、基金を活用した上で原則として3年間固定の税率に設定したものでございますので、本市も基金を活用した団体の1つでございますし、また国保運営の健全性の観点からも適正に運営しているものと考えております。

最後に、国保税の引き下げにつきましては、前述のとおり、国保税全体の確保すべき額に不足が生じる可能性が現段階では高いこと、本年度の県全体の保険給付費の動向が不透明であること、本市の国保運営の安定の確保のための原則3年間の税率の固定などからも平成29年度の決算だけを見て来年度に引き下げる根拠はなく、ご提案を受け入れられる状況にはございません。また、同様の理由により、今後も基金は一定程度必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 運営されているところにおいては、お金を持っておけば安心して運転資金を回すことができますので、行政側はそういうふうと思われるかも知れませんが、医療費の伸びが3.1%ということになりますと、大体3,000万円ぐらいですか。納付金が12億5,900万ということですから、13億として、3.1%やったら3,600万プラスになるかなと、野洲が伸びた分だけが納付金として請求されればの話ですけどね。そういうふうな中において、今、前期高齢者とか介護納付金とか診療報酬の関係で還付をしなければならないことが発生するというようなことをおっしゃったと思うんですけども、そういうのでいったい幾らの想定がされているのかということをお尋ねをしたいと思います。

基金の残高ですけども、28年度の基金残高という形で津市ではもうゼロ円、栗東市

でゼロ円、基金残高で4億からになるというのは、かなり残しているというふうに私は思います。やはり、こういった部分の県が事業をすることになって、療養給付金の返還というのがしなくてもいいということになったというのをメリットとして保険税の引き下げに踏み切られたというのが基金を余り残していないところの実態であろうかというふうに思うんですけども、この国保はいつも私が言いますように、均等割が非常に重たい。普通の社会保険ならば、子どもが何人いようと保険率だけで料率だけで保険料は決められますから、けど、この国保に至っては平等割は全世帯ですけども、均等割でふえていきますから、子どもがたくさんおられるようなところは本当にこの国保税が重くのしかかっているというのが実態だというふうに思います。ですから、やはりこの均等割を下げていくとかいうことを私はぜひしていただきたい。

均等割が野洲の場合は30年度2万8,129円ですね。ですから、これだけの金額が1人、2人、3人というふうな形で乗っかってきます。これ、12カ月、10回払いかな、今、何回だったっけな、いう形で支払うようにもなりますので、本当にこういうところだけでも引き下げていくとか、何らかの形が私は必要だというふうに思うんですけども、そこからあたりはこの国保の矛盾に対してどういうふうに思われるのか、1億円ぐらいの取り崩しを行うとか、5,000万円ぐらい下げていくとか、この基金をどんどん積み上げていくということに対して、私はちょっといかがなものかと思います。

○議長（矢野隆行君） 今の質疑に対してやってもらう。ちょっと範疇を超えていますので。

○14番（野並享子君） 今回、1億800万円からの剰余金の2分の1ということで繰り越しを基金に積み上げていかれるんですけども、この基金を、やはり取り崩してということをお考えですので、言われた部分の、さっき言われた診療報酬、これ、返していかならんお金があるというふうなことを言われましたが、幾らの想定をされているのか。

○議長（矢野隆行君） 還付ですな。

○14番（野並享子君） 還付。

○議長（矢野隆行君） それは答えられますか。どうぞ。健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは再度のご質問にお答えいたします。

社会保険診療報酬支払基金が取り扱っておる、前期高齢者なり後期高齢者介護につきましては、2年後精算と申し上げましたとおり、全国の29年度の決算の状況を見て、平成31年度にどれだけを追加徴収するのか、あるいは前期高齢者ですと交付金もいただいて

おるわけですが、その返還が生じるかは今まだわからないというのが時期的にはそうしか申し上げようがございません。

それと、基金につきましては、積んでいるばかりではなくて、それは結果論としてですので、今年2月議会でも申し上げておりますし、1月の全員協議会でも申し上げましたとおり、基金を活用して固定化したということで、6年間で1億5,000万円を活用すると。そのうち前半の3年で1億という算定をいたしております。来年また逆にへこむかもわかりませんので、そういった状況を見ながら、次の3年目が到来したときにどれだけ活用するかは定めていくということでございますので、積んでばかりということではないということを申し上げておきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 2年後の精算ということですので、そしたら今現在、2年前の精算でどれだけの還付をしていかならんのかというのは出ますね。

（「まだ来ていない」の声あり）

○14番（野並享子君） どのぐらいかというのは、そしたら前年度でもいいので、いったいどのぐらいの金額を返すという算段をしてはるのか、私、予算はそのような形で組まんらんのと違うかなと思うので、何か煙に巻くようなそういうふうな答弁でなく、もうちょっと数字を明らかにしていただけますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再々度のご質問にお答えいたします。

数字が来た段階で明らかにさせていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員、次に行ってください。

○14番（野並享子君） 次、行きます。

議第83号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について質問いたします。

今回の補正は決算剰余金105万4,000円を基金に積み立てることとあります。平成30年度末基金残高は2億956万5,000円になります。これまでも基金を使い、墓地の返還金を返金すべきと提案をしてきました。墓地公園条例施行規則では使用料の還付は許可してから3年以内なら2分の1の還付となっているが、3年過ぎれば全く還付は

ありません。墓地を購入したが、子どものところに行くことになって墓地が要らなくなり、何らかの返金をしてほしいという声をお聞きして質問をしましたが、全く応じてもらえませんでした。今年、納骨堂の建設が行われますが、その取り崩しを入れても2億円余りあります。毎年決算剰余金が基金に積み立てられています。

以下の点をお尋ねいたします。これまで、墓所の返還をされた方は何人おられますか。

2点目、そのうち3年過ぎた墓地の返還は何人おられますか。

3点目、現在、未使用の墓地は何カ所ありますか。

4点目、これまで返還された墓地を再募集し、活用されたのは何カ所ですか。

5点目、現在、墓地の募集は行われていませんが、何人の方が墓地を求められていますか。

6点目、仮にこれまで3年過ぎて墓地を返還された方に10万円返金し、現在未使用の墓地で使用見込みのない方に返金するとするならば、幾らのお金が必要ですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の平成30年野洲市墓地公園事業特別会計補正予算のご質問にお答えいたします。

回答の人数、あるいは箇所などについては、本年の8月末時点ということになります。

1点目の墓所を返還された方は87名でございます。

2点目、そのうち3年過ぎた墓所の返還人数は81名。

3点目、現在未使用の墓所は390区画でございます。

4点目、再募集し、活用されたのは68区画でございます。

5点目、何人の方が墓地を求められたのかということでございますけれども、31名の方がキャンセル待ちをされている状態でございます。

6点目、3年を経過し返却された方及び現在未使用の墓地で使用見込みのない方それぞれに10万円を返還すると幾らになるかということでございますけれども、後者の人数は現在も区画があつて必要とされていると考えるのが妥当でありますので、ゼロ人。よって、前者の81人を10万円掛け算しまして、810万円というふうになります。

なお、基金を使って墓地の返還者に返金すべきと、こういった提案を再三にわたってやってきたが、だめだったということでございます。その延長線になりますけれども、永代



使用料の還付につきましては、墓地公園条例、使用料の還付を定めています。永代使用权を購入された方はこの条件で使用料をまず納付いただいているということでございます。

また、条例を根拠として適正にずっとこれまで運用してきました。過去の適正な行為に対して遡及してその根拠を覆すということになりますから、まず法の公平性、あるいは一般の契約の原則、そこにも反するものになるというふうに思います。特に法への信頼とか議会への信頼、あるいは行政の信頼、これが揺らぐことになるのではないかとこのように思います。さらには、基金条例の目的にも合致しませんので、トータルして還付については考えております。

また、残高の話でございますけども、当該施設につきましては、その性質上、未来永劫という言葉がいいかわかりませんが、基本的に事業を終了するということはできるものではありません。このことから、当時、今、一般会計予算を使用した可能性はあるかもしれませんが、これは私のただの推測ですけど、継続的に維持管理の設備投資がずっと必要です。将来にわたって墓地公園を適正に運営していくためには、使用者の基金がなくなって、さらに現使用者にこれ、負担を求めることとなりますので、現基金額は妥当な金額であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 現在未使用の墓地が390区画あるということで、これは使用されるということで6点目はゼロということをおっしゃったんですけども、私は、この42万円で使用权を得られた方、返したら1円もお金は戻ってこないという、そういうふうな思いでおられるのではないかなという、管理料が年間6,000円ですから、だから6,000円ぐらいならばという思いがあるのではないかなという思いをするんです。一度390区画の方々に本当に使われるのかどうかということを、やはり聞いていただきたいなという思いがいたします。

それと、6点目のところで、そういうことをすれば条例そのものの信頼を失うとか遡及をすることはあかんとか、不備になるならば問題になると思いますけども、私は三方よしと思うんです。返還することによって、それがまた転売というのか、もう一遍再募集をかけて買ってもらうことができる。ということは、行政にとったら42万円入ってくる。新しい墓所を求めておられる方は買える。今、持っておられる方は10万円、私は仮に10万円としましたけど、20万円が3年以内ならば20万円だから、半分だから、その半

分の10万円をお返しするというふうなことになるればお金も返ってくるし、私は三方よしのこのやり方だと思いますので、遡及することによって条例の信頼性を損なうのではなくて、よかったなと皆さんに喜んでいただけるのではないかと。

法律上、どうのこうのというふうな基金条例に反するとおっしゃいますけども、基金条例も直していけばいいことで、それをそのまま固定的にもうずっと見ていくのではなくて、いろんな形で基金条例に訂正を加えていくという、もうちょっと発想を柔軟にして、せつかくの野洲が開発した墓地ですから、墓地公園ですからね、これだけの、390区画も未使用で、活用される方が本当に390区画みんなが活用されるんだったらいいんですけどもね。もう大分になりますからね、墓地ができて、買われてから。ですから、もうとっくに3年以上は過ぎているという状況だと思いますので、私はそういう野洲の財産というか、それをもっと本当に有効に活用する方向を何で検討をされないのかというところ辺があるんですけども、どうしてもできないんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 1点目でございます。390区画の人にヒアリング等をしたらどうか、そういった質問が1点目であると思います。基本的には、これを購入され、永代使用料権をもらって、墓は建てておりませんが、待っているというのはそういう人でございまして、その人に対して、この条件で買いましたという人に対して返しますかとか返しませんかとか、まずそれはちょっとまずいでしょうというのがまず第1点です。これは1点目の回答です。

そして2点目、三方よし、柔軟にということでございます。私もどちらかということ、柔軟な方だと自分でも思っているんですけども、野並先生もご存知だと思いますけど。もう一つ大きい一方が抜けていて、今、持っておられる方の将来負担を重くしていくということです。だから、アプローチの仕方は360度していかとまずい。先ほど言いました、やっぱり条例の条件で今、1,500ぐらいの人が全部買っている、それを途中で10万円を返すということは、その当時のときに、もしさかのぼってしまったら、その10万円を返すような条件があれば、その過去の方がもっと買うてはったかもわからんということと言えます。その人たちはどうするねんいうたら、その辺の視点です。そこが、やっぱり抜けていると言うとちょっと失礼ですけども、そこは重視しとかんと、今、持っておられる方というのが一番抜けている。10万円を今返すということは、いわゆる使用者に将来の負担がいきますので、そこが結局負担することになる。出るイコール循環と言わ

れますけども、簡単にそういうわけにはいかないということでございます。

そして、還付行為自体、普通、例えば税金でもそうですけども、還付というのは何らかの不適正なことがあったとか法的にちょっと間違うてやっていたとか、これは悪意じゃないです、単純に間違いも含めて、それに対して還付というのはありますけども、それ以外の還付というのはちょっとまずいんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 当初、買えなかった人に対して不公平になる。それはそうかもわかりませんが。そうかもわかりませんが、この区画で再募集をかけられるんですから、当初買いたかったなと思われる方は買えるんじゃないでしょうかね。そのとき、ここが買えなくて、民間の墓所を買われたという方もあろうかとは思いますが。けども、まだまだこれから団塊世代がその時期に達していくといいでしょうか、そういう時期でまだ、やはり求めておられる方もあろうかと思しますので。ですから、全体の中で、私は2億円からの基金があるというところにおいて、3年過ぎた方が81人で810万円、そんなぐらいのお金なんかもうぴっと出せますお金でしょう、そんな、2億円からあるんですから。ですから、その390区画のうち、どれだけの人がそういうような状況でおられるのかというのはちょっとわからないので、半分としても180ぐらいということで、1,800万。2億円もあれば、そのぐらいのお金は出せますね。将来的に負担を重くするというふうな、そんな状況では私はないというふうに思しますので、毎年毎年、だって、100何10万円ぐらい基金にずっと積んでおられるでしょう。10年したら1億何1,000万になりますやん。ですから、将来的に負担が重くなるというふうな、そんな見通しは私は立たないなと。この返還がそれはもうこの2億円の基金を脅かすような返還であるならばですけども、全く脅かさない状況でありますので、ぜひとも検討をしていただきたいということで終わらせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 回答はよろしいですか。

○14番（野並享子君） はい。同じやと思います。

○議長（矢野隆行君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（矢野隆行君） 日程第3、議第67号から議第78号まで（平成29年度野洲市

一般会計歳入歳出決算の認定について) 他 11 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 67 号から議第 78 号までの各議案は、会議規則第 39 条第 1 項ただし書きの規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、議第 67 号から議第 78 号までの各議案は、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第 4)

○議長(矢野隆行君) 日程第 4、議第 79 号から議第 93 号まで(平成 30 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)) 他 14 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第 79 号から議第 93 号までの各議案は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 5)

○議長(矢野隆行君) 日程第 5、議第 94 号から議第 95 号まで(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて) 他 1 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 94 号から議第 95 号までの各議案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、議第 94 号から議第 95 号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第 94 号から議第 95 号までの各議案について、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより、議第 94 号から議第 95 号までについて、採決を行います。

お諮りいたします。

議第 94 号から議第 95 号まで(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることに

ついて) 他 1 件について一括して採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、議第 9 4 号から議第 9 5 号まで(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて) 他 1 件について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第 9 4 号から議第 9 5 号まで(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて) 他 1 件は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 4 号から議第 9 5 号までは適任とすることに決しました。

(日程第 6)

○議長(矢野隆行君) 日程第 6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第 1 号、第 1 0 番、稲垣誠亮議員。

○1 0 番(稲垣誠亮君) 稲垣でございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1 点目、市役所職員の再任用の上限は 6 5 歳です。再任用による人事活性化と人材活用は非常に重要です。現役時代に培った経験、知識、スキルを活用することにより、弾力性のある行政運営が期待できます。早急に現在の 6 3 歳から 6 5 歳に延長するべきであると思います。市長にお伺いいたします。

○議長(矢野隆行君) 山仲市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

稲垣議員の再任用職員の年齢のご質問にお答えをいたします。

野洲市におきましては、平成 2 5 年 1 0 月に既にそのように定めておりまして、具体的には平成 3 2 年度に新たに採用する職員から野洲市職員の再任用の運用に関する要綱で更

新を最大4回と定めておりますので、具体的に65歳になると。既に制度としては設計を終わっております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、実際にもう32年から運用されるということで理解してよろしいんですかね。65歳まで延長されるということで、平成32年からはそうなるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そのとおりです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

再任用職員の全体人数、平均給与、役職級についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは2点目でございますが、再任用職員の全体人数、平均給与、役職級についてのお問い合わせでございますので、これは私の方からお答えさせていただきます。

平成30年度における再任用職員の人数は32名でございます。平均給与は、通勤手当、時間外勤務手当等を含んだ額となりまして、個人や月により差が出てまいりますので、手当を含まない平均給料でお答えをさせていただきますと21万9,752円となります。

なお、多くの再任用職員は週4日勤務でございまして、その給料はフルタイムに対し、5分の4の額になってございます。

また、役職級につきましては、課長補佐級8名、専門員級2名、主査級8名、主事級14名でございます。

なお、再任用職員に対する行政職給料表につきましては、人事院勧告で示された額に準拠しておりまして、また近隣市と同様の額となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは再任用の配属先ですが、希望や経験、能力についてどのように対処しているのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは3点目のご質問でございます。

再任用の配属先について、今、どのように対処しているのかというようなお問い合わせでございますので、お答えをさせていただきます。

再任用職員の配属につきましては、正規職員と同様に経験や能力、人事評価結果及び希望等を考慮しまして行っております。

なお、人事評価結果につきましては、正規職員は勤勉手当への反映、昇任、昇給の参考資料としても活用してございまして、再任用職員は勤勉手当への反映及び任用更新時の資料として現在用いているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市長、現在、3年目で優秀な職員の方もいらっしゃると思うんですけど、前倒して31年度からの実施というのはちょっと難しいですかね。答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） もう既にそういう設計をしていますから、あえてさっきの野並さんのお墓じゃないですけども、ころころ変える必要はないと思いますし、新規採用職員もその前提で、今、採用をしていますから、今から変えるというのは難しいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では、2番目にお伺いいたします。2番目に行きます。

祇王学区（辻町自治会）から申請の出ている市道辻町小比江線の防犯灯の設置についてお伺いいたします。

野洲図書館を通過し、野洲健康福祉センターを越えたあたりから夜間急に暗くなり、足元が非常に見えにくく、JR東海道新幹線下を通過してしばらくの間、夜間の徒歩、自転車の通行が大変危険であると認識いたします。祇王学区（辻町自治会）から市へ同様の要望も出ており、防犯灯の早急な設置を望みます。お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、稲垣議員の祇王学区から申請の出ている市道辻町小比江線の防犯灯の設置についてのご質問についてお答えいたします。

市道辻町小比江線辻町地先への防犯灯の設置についてについてでございますが、今年度の各学区からの防犯灯新設要望の中の祇王学区自治連合会の要望として、市に提出されているものでございます。また、この防犯灯の設置につきましては、毎年度各学区単位での要望を取りまとめまして、新設の設置事業を実施しているところでございます。このことから、現在、今年度の要望を取りまとめまして、内容について検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、簡単に2点だけ再質問をちょっとお願いしたいんですが、1点目は、この指摘した箇所から赤色灯が点滅、横断歩道の部分ですけど、点滅しているんですが、これは、やはり夜間危険だという意味も兼ねているんですかね。もし、ちょっと通告はここまで書いていないので、わかるようでしたらお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは再質問にお答えいたします。

現在、要望につきまして、取りまとめをしております、現地調査もしております。赤色灯につきましては、わかるようにということで点滅はしているかと思うんですけれども。

以上、お答えとさせていただきます。

（「どこの設置箇所とか。防災センターか」の声あり）

○市民部長（田中千晴君） 防災センターのどこ。

○10番（稲垣誠亮君） 図書館の横断歩道の部分の赤色灯のことを言っていたんですけど。

○市民部長（田中千晴君） 回転灯のことでございますね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市民部長（田中千晴君） 横断歩道と。

○10番（稲垣誠亮君） そうです。

○市民部長（田中千晴君） そこは横断歩道を渡れる方の。

○10番（稲垣誠亮君） そのあたりが気にかかったのです。

○市民部長（田中千晴君） 確認ということで赤色灯が付いております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。危険性の指摘ということで本質問を終えたいと



思うんですが、最後に1点だけ。市民部長、もしくは職員の方で夜間現場で健康福祉センターを越えたあたりへ行かれたことというのはありますか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 各学区からの防犯灯の設置の要望が出ておりまして、要望いただいたところにつきましては、全て現地調査をして認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

それでは3点目、お伺いいたします。3点目の質問に行かせていただきます。

医療法人社団御上会野洲病院の第50期平成29年度決算他についてお伺いいたします。

では1問目ですが、現民間野洲病院の第50期ですが、医業収益が第49期と比較して1,100万円増加、医業損失が約500万円増加しております。他、決算評価、経営実態状況についてお伺いいたします。通告どおり、市長にお伺いできればと思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。どうぞ。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の医療法人社団御上会野洲病院の決算評価、何か漠然としたご質問ですけど、お答えいたします。

御上会野洲病院からは野洲市が多大な補助をしているという関係で理事会に出された後、決算報告をいただいています。49期、50期とも黒字の決算を打っておられます。その中で、今、平成31年というか、来年7月にもう事業を終えるという中で、新たな設備投資とか機器の更新も最小限に抑えるという中で士気を保って運用しておられるということですから、これで黒字が出ているということは職員の働きもそうですし、経営努力もされているというふうに評価をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは2番目、お伺いいたします。

流動資産の部、仮払い金の内容ですが、看護学生の奨学金となっていることですが、現行受給制度の市立野洲病院への移行後の取り扱いについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の野洲病院、奨学生の奨学金制度を持っておりますけども、奨学生には引き続き不利益が出ないように市民病院になっても、立場としては市立病院ですけども、市立病院、市民病院になっても不利益が出ないような制度設計をしていきたいと

考えておりますが、具体的な内容については今後の検討になります。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは7月までにはその制度設計が完了するという意味で理解してよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） それは当然そうです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では3点目、お伺いいたします。

デイサービスしのはらの収支状況、部門別についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これには先の第3回定例会にも政策調整部長によく似たご質問をいただいて、そこでも答えておりますけども、包括して介護関連事業は収入、支出共に医療費用として一括して計上されておりますので、先ほど申し上げましたように、市がいただいている決算内容からは具体的個別の振り分けまでは明らかにできません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私はまだ決算書上ではちょっと把握できなかったもので、この点、質問させていただきました。

では4番目、お伺いいたします。

資産調査についてですが、進捗状況について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これも先の第3回定例会で部長にご質問いただいて、答えておりますけども、現在の進捗状況ということですから、お答えいたしますと、資産調査はこれ、職員が今やっておりますけども、野洲病院の、まだ今、民間病院ですから、民間病院のご協力を得ない限り、向こうの財産を調べるわけですから、その協力を得ながら進めております。大きな要素であります医療機器とか什器の洗い出しは今既に終わっている状況でありまして、今後その他の資産を含めて最終的な資産の洗い出しをしているところです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。全体ではアバウトな表現になってしまうんですけど、大体何割ぐらいは終わっているという理解でいいですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これ、だから、金額ベースでいくのか件数ベースでいくのかですけども、件数ベースでいくと、さっき言いましたように、機械とか什器とか細かいものが終わっていますので、ただ、何割というちょっと表現には馴染まないと思います。えらくご心配いただいていますけども、着実に progressing しています。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。じゃ、せつかなので、ちょっと金額ベースでお伺い、把握されていらっしゃるようでしたら。

（「金額ベースでわからない」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） わからないですか。わかりました。じゃ、結構です。

それでは、5番目の質問に行かせていただきます。

最高責任者である山仲市長は、平成29年第6回定例会において、3月から4度否決され、5度目の提案で成立した市立病院整備関連予算を受け、市立病院整備構想を登山に例え、「病院整備に関しましては、登山に例えれば現在何合目に達しているかというよりは登山口手前で登るか登らないかの議論をようやく脱して、登山口を通過した状態であると考えております」と答弁されています。私が病院整備を登山に例えるなら、登山の頂上の位置するところは独立行政法人野洲市民病院の開院にあるのではなく、組織運営を踏まえた完成度の高い中期計画をもととし、さらに平成33年の開院後数年にわたり、おおむね収支計画どおりの運営が行えたことを確認できたときであると思っております。そこで、市長の登山の頂上の位置するところの思いについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず、昨年、29年第6回定例会、年末の定例会で病院関連予算を全てお認めいただきました、ここで。そのときに記者さんから「何号目ですか」と言われたので、ああいう表現をしまして、それより後にここで閉会挨拶をいたしましたので、そういう表現をしまして、「まだ登山口を通過したばかりです」と。ただ、例えというのは、その場の状況のスナップショットをいうわけですし、例えを論議で展開していくと、これは論議のつじつまが合わない。だから、稲垣議員が今おっしゃったように思っておられるんだったらそうですけども、私は議決をされたことの状況を登山に例えたわけですし、何号目と言われたから。病院事業が登山かどうかということ的前提にしているわけではないので、今の稲垣議員のご質問にはお答えができません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、でも市長はこの場だけではなくて、何度か登山に例える例を僕は聞いてはいるんですけど。済みません、答えられないという意味がわからないんですけど、少なくとも僕は今、先ほど答弁申し上げましたような位置付けを持っているんですが、それとは異なるということで、じゃ、理解してよろしいのか、それとも同じなのか、そこをちょっと答えていただけませんか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ご理解いただけませんかね。例えで論理の議論をしたら、だめなんです。例えというのはいい意味でその場の状況のまさにスナップショットをわかりやすく表現するために使うものであって、それを論理を展開して議論に供するというのは、これは危険なので、だからあの場のことをそう例えたわけで、じゃ、次はどうですかと、そんな議論は真っ当な議論にならない。この質問が出てきたときの答弁協議で職員さんに言ったんですけど、玉のようにかわいい赤ちゃんですねとって、じゃ、玉と赤ちゃんをそこで例えるけれども、じゃ、玉は成長するのか、玉はどうなのかというのと一緒で、そういう議論というのは不毛な議論。だから、あえて軽くそう申し上げただけで、だから、稲垣議員がもっと病院の具体的なことを聞かれたら私は答えますけれども、私があこで使った表現をもとにして、「次は」と言われたらそれは議論が展開できないと。ただ、稲垣議員は自分で何かおっしゃったから、それは私は否定しませんから、自分で納得いただいておいたらいいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、じゃ、僕の思いについては、市長はどうぞ判断いただけますかね。ちょっと評価をいただきたいんですけど。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） それは評価する立場にないです。稲垣議員は質問する立場であって、私がそれを評価するような場ではないです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、私はおおむね収支どおりの運営が確認できたときであると思っっているんですが、そこまで市長として見届けていただけるのかということで再度答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 市長として見届けるかどうかというのは、これは断言できません。残念ながら、皆さん方が反対されて、1年半かそれ余り遅れているわけですから、今の私の任期中にないわけで、もしかそれを尋ねるんだったら、私の次期の立候補表明をここでせよということを言っているわけですね。論理と例えと本当にしっかりと議論しんとだめですよ。こんな場所で私の立候補表明を今、稲垣議員は求めているわけですね。答えられないです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、もう次、行きます。

では、最後の質問に移らせていただきます。

第7期野洲市介護事業計画における介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの今後についてお伺いいたします。

1番目ですが、デイサービスしのはらの後継事業者候補法人募集要項である平成30年3月付特定医療法人社団御上会野洲病院の施設等の概要募集の内容、募集、選考等の方法は、野洲市の平成30年2月の野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方に沿い、野洲市の指導のもと募集しているとして理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の現在野洲病院が篠原学区で運営をしておりますデイサービスの事業の後継事業者のことについてのご質問にお答えをいたします。

これは既に議会にも全協で全てその都度経過を示していますように、現在サービスをしている、これが野洲病院が解散することになれば、あのサービスが継続できないということは当然明らかであるので、地元でもあの地域でデイサービスをぜひ継続していただきたいという要望がありましたので、市がデイサービスを行うというわけにはいきませんので、他でやっている訪問看護、他というか、あの中でやっている訪問看護等についてはこれは病院事業で吸収できますから、市が責任を持つと。ただ、デイサービスだけはできない。ただ、なくなっては困るので、野洲病院が始めた事業ですから、責任を持って継続をいただきたいということを野洲病院に言いました。野洲病院が責任を持って後継事業者を探すということで取り組まれたわけですね、それ以上の指導とか監修とかといった権限とか行為は一切行っておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）では、この2月の時点で御上会のデイサービスしのはらの後継事業者候補法人の募集要項は市は公式、非公式問わず、確認はされているのかされていないのか、端的にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君）山仲市長。

○市長（山仲善彰君）私は見ていませんけど、担当部長が見ているかどうか、せっかくだからです、ここに説明員ですから、担当部長から答えます。

○議長（矢野隆行君）健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君）ただいまのご質問でございますけれども、担当課の方では任意にその内容については了していたということでございます。任意といいますのは、こっちから求める、見せて下さいというよりも向こうから提供があったとそういう意味でございます。

○議長（矢野隆行君）稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君）済みません。ちょっと順序の都合上、3番、次、行かせていただきます。後で2番には返ります。

平成30年4月26日、全員協議会で市民病院整備課と高齢福祉課により、承継法人の内定の報告がありました。事業承継法人として、董会、野洲市内、野洲すみれ苑を内定、3月27日、市は今後、同法人を対象に現契約の承継変更、公開等について協議予定との報告でありました。3月28日、市への報告と依頼事項があり、内容は承継法人候補内定の旨と同法人を対象にした原契約の変更協議を市に依頼、御上会より市となっています。当然、御上会より公募において、趣旨条件全てと募集の内容、募集選考等の方法の継承の契約に関する協議予定だということだと思料しますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君）山仲市長。

○市長（山仲善彰君）なぜ通告と順番が違ってきているのか。さっきも私が手を挙げなかったら、通告どおりとおっしゃったんですけども。ちょっとよくわからないんですが、要するにデイサービスを継続する事業者を野洲病院に選んで下さいと。要件は当然、デイサービスをやる能力と体制と実績ということで選んでこられて、そして要件に満ちていたので、その事業者を後継事業者と位置付けるということの内定といいますか、まだ最終決定というのはこれからの手続になりますから、来年の7月1日からはもう市立病院になりますから、それまでの間にきちっとデイサービスのバトンタッチができればいいということで、そういう対象事業者として決まったというか内定して、そしてこれも速やかに全

協でお知らせをしたということです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、この時点で御上会から特別養護老人ホームの計画というのは、市では公式、非公式問わず、確認はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 私が知る限り、一切そんなことはしていません。知らないです。だから、デイサービスの事業者を選んでいたわけであって。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは原課でも先ほどのようになかったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） はい、そのとおりでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次、行きます。

デイサービスしのはらの後継事業者候補法人募集要項についてお伺いいたします。

内容を順次確認していきますが、A施設等の概要に敷地全体面積2,320.19平米、建築面積553.41平米、事業実施期間は現契約に基づき平成31年4月1日から平成33年3月31日にて記載がありますが、間違いありませんか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますけれども、詳細な内容でございますので、私の方から答弁の方をさせていただきます。

デイサービスしのはらの後継法人募集要項の中身ということでお尋ねでございますので、それは御上会野洲病院のものであり、特段の重要事項を除き、内容に間違いがあるかを関知するものでもなければ、ここで答弁申し上げるものでもないと考えます。

しかしながら、参考までに通告をいただいてから確認の方をさせていただいたところ、お尋ねの面積につきましては、御上会から、先ほどありました任意で提供を受けた募集要項と、この募集要項につきましては、4月26日、議会全員協議会の方で提示の方をさせていただいておりますその募集要項の内容と当該賃貸借契約書の中に記載されております面積と同じ数字でございました。ただし、御上会がそれを借り受けたときに増築されたその面積等については若干の数字の誤差がございますのと共に、事業実施期間につきましては

は、この要項につきまして「平成33年末」となっておりましたが、それは「34年3月31日」の錯誤ではないかと思受けられる状況にあるということもこちらの方で認識しておりましたので、付言いたしますが、いずれにいたしましても、御上会による要項の資料作成上のミスといえますか、そこのそごでございまして、全体的には大過はないものと認識をしております。

以上でございまして。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 公募要項なんかの書類を確認していますと、施設等の修繕事業費用に関してですが、「事業の機能向上や経営合理化のため、後継事業者の負担で建物について改良や増築増等を行うことは野洲市の許諾を得て可能であるが、当該改良や増築した部分の所有権、その他権利は野洲市に帰属します」となっています。また、目的外利用、転貸の禁止項目では「施設等はデイサービスセンターの事業の実施のためのみに使用すべきもので、野洲市が許諾したものを除き、目的外に使用すること及び有償、無償を問わず、第三者に転貸することができない」とあり、結論として、野洲市許諾は建物の改良、増設のみを承諾したものであると理解できますが、この点、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） これも先ほどと同様でございまして、御上会野洲病院の要項の内容ということでございまして、元来ここで答弁申し上げることではないとは思いますが、市の考え方として、付言いたしますと、書かれている内容につきましては、通常の不動産の貸借契約における一般論を書き示されているものと認識しております。つまり、貸借施設の改良、増築、あるいは目的外使用、転貸等については、貸し手の承諾を得ることが必要であるということが書かれていることということで、市がどこまで承諾しているかということに言及しているものではないというように考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、今、民間のことなのでというお話だったんですが、これ、当然、もとの御上会さんと市ではその賃貸契約を結んでいるので、その内容に別に準拠するものなので、当然といえば、この記載事項は当然というふうに理解できるんですが、その点、部長、どうですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。



○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問で申しあげましたように、民間の契約ということですので、一般不動産の、いわゆる貸し借りのところで出てくる条項そのものがここに記載されていると、そのような理解でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 当然、これ、添付資料の中に入っていたものなので、御上会さんは当然、もともとの建物を市から借り受けていますので、市との契約をそのまま引き継ぐということで同じ内容を記載したというふうにも理解できると思うんですが、そのようなことでよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 市とのまず御上会、それから御上会が貸すがための条件ということで、基本的には同じというように考えていいかと思います。

○市長（山仲善彰君） では次、行きます。

「野洲市が許諾したものを除く」とは今回の公募でデイサービスセンター事業の目的であり、「目的外使用」とはデイサービス事業以外であると思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますけれども、繰り返しになりますけれども、御上会の野洲病院のデイサービス募集の要項でございますので、本来はここでは答弁申し上げるものではないという考えをまず申し上げた上で、稲垣議員のご質問でございます御上会の定めた募集の要項のこのくだりですね、そのままを単純に文理解釈いたしますと、お見込みのとおり、「目的外の使用」とはデイサービス以外の事業に使用することであり、野洲市が許諾した場合を除いて認められないということでございますが、それについても、いわゆる不動産の貸借契約における一般論を書き示しているものと、そのように市の方は認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、これ、野洲市と御上会との間の賃貸契約においても同じように目的外使用、デイサービス事業以外は禁止されているというふうに理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 稲垣議員、済みません。最初の出足のところでちよ

っと聞き取れなかったので、済みません。

○10番（稲垣誠亮君） 御上会と野洲市さんとのその賃貸借……。

○議長（矢野隆行君） じゃ、もう一度、質問をお願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 御上会さんと野洲市との賃貸借契約においても同じ内容が記載されていると思うんですが、目的外使用はだめだという契約にはなっていると思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいま、御上会と野洲市ですね。現契約ですね。同様の考え方で示されていると思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 「第三者に転貸することはできません」とは、今回の公募の対象法人でないといけないということであると理解していますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますが、くどいようですが、基本的な考え方は先ほどから申しているところでございますが、なお、御上会の方が定めた募集要項のくんだり、文理解釈いたしますと、お見込みのとおりでございます。

ただ、第三者とは今回の対象法人以外の法人のことであり、野洲市が許諾した場合を除いて認められないという、これについても不動産、いわゆる貸し手の賃貸借契約における一般論を書き示しておると、そのように市の方は認識しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一般論という話がたくさん出ておるんですが、やはり公的な機関での契約なので、なかなかその契約内容はより市民の税金も使っているともとれますので、より正確なものが要求されると思うんですが、仮にこの時点で後継事業者候補法人が医療法人董会に決定した場合、医療法人董会は転貸するということは、信義則、契約に違反することになると思うんですが、この点、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何を聞いておられるのか、ようわからんのですが、問題が。もともとあそこの経緯はどういうことかということ、野洲は保育園を耐震してなくてひどかった、私になってから。まずは、篠原から手を付けようということで、幼稚園に合体するの

か保育園に合体するのか検討した上で、今の問題になっているこの建物は基本的に耐震対策ができていないということなので、保育園の方は丸々耐震対策ができていました。だから、それを核にして、幼稚園機能も入れたこども園をつくろうということでやりました。旧の幼稚園はもう要らなくなるので、どういうかという、もう廃棄施設といいますか、とりあえず当面使わない施設という位置付けがあったわけです。そこに野洲病院がここから篠原学区をカバーするにはもう一つ拠点があった方がいい、結構、来院とか訪問看護とか、あわせてデイサービスとかのニーズが存在するから、あのあたりに土地があればやりたいという相談がありましたので、あそこは当面使う予定がないので、どうぞということで認めたわけですね。

あそこは調整区域ですから、基本的には家を建てたりとかできませんけども、福祉施設であれば、県の審査会にかけて通ればできるので、その手続を踏んでお貸しをして、運営をしているわけです。

それがなくなったら、今度は困るという自治会等からの地元要望であったので、冒頭私が申し上げたように存置をする方向で、ただ、誰でもいいというわけにいかないの、まずは野洲病院が責任を持って運営してきたので、野洲病院がきちっと要件を定めて、確かなところに委ねて下さいと言った結果、当該法人を自ら選んできましたという報告を受けているのが現在の状況であるわけです。今、まだその段階です。

だから、来年の6月末をもって切り替わるかどうかの適切な事業者を今選定している過程ということですね。ですから、医療法人、今、董会とおっしゃいましたかね。だから、医療法人董会がそれをやるということですが、そこができるという判断の上で、今、そこに委ねるかどうかという途中経過なわけですね。そこに同じグループのところの後に募集した介護老人ホームをあそこであわせてやりたいという提案があったので、それを受けるかどうかということも内部で検討して可能だということで、第三者委員会に引き継がれているわけで、その間の状況も全てお示しをしていますね。

だから、今、聞いておられる意味がちょっとわからないので、流れを全部、今申し上げました。もうこれで答えになっていると思いますけどね。その上で、問題意識が何なのか、はっきりしてもらった上で質問いただいた方が的確に答えられると思います。何かぐるぐる回っていますけども、どこが本丸なのか、もっとすかっと質問して下さい。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 本件質問は先日滋賀報知で、求められる一層の透明性として、

本市が第7期野洲市介護事業計画における介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの整備事業者公募に関わる審査事業者決定についてちょっと記事が掲載されまして、本件、今回はそれを起因として生じた疑問点を一掃して、今後の市政における公平なプロポーザルを確立するため、質問に及ぶものであります。

済みません。今、もとに戻るんですが、私が聞いているのは、まだこれ、後継事業者候補法人の募集要項の時点での話なので、今後の流れについてはまだ後の質問で続きますので、端的に答えていただきたいんですけど、この募集要項の時点で医療法人董会に決定した場合、その医療法人董会が転貸することは契約に違反するかしらないか、端的にそれをお伺いしているだけなので、この点、部長、お伺いできますか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますが、先ほど市長から答弁ございましたように、仮にということが付くとは思いますが、まだそのまま引き継ぐという具体的な契約と、いわゆる内定、決定の過程途中ということでございます。それを押さえた上で、仮にそれが決定され、実際はもうその後、違う展開がございますので、今、募集の段階ということも稲垣議員があえておっしゃった中での考え方として、内定して、それが正式に決定した折には、先ほどの条項の中にありますように転貸ということはできないというような考え方になろうと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。ちょっと説明が長くてちょっとわからないんですけど。単純に、いや、募集要項の中で「転貸することはできません」とあるんですから、後継法人が転貸することが契約に違反しますねと端的に聞いているので、違反するかしらないかで答えていただきたいんですけど。

○市長（山仲善彰君） はい。

○10番（稲垣誠亮君） いや、部長にできれば答えていただきたいです。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 私は喜んでいたんですよ。通告は私だけになっているじゃないですか、珍しく。今議会、誰も私に質問してもらっていないんですけど、稲垣さん、これまで私……。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、市長、答えて下さい。

○市長（山仲善彰君） もちろん答えますよ。だから、何で。お答え下さいと通告、私自

身はしていないのになぜ部長を指定するの。私は部長を指定できるんですよ。稲垣さんはいできないんです。

○10番（稲垣誠亮君） どういうことなんですか。

○市長（山仲善彰君） 本当、本当。私は上下で言いませんけど、下位の方には委ねられますけども、稲垣さんは正式の通告は私にしかしていない。だから、私は喜んで今日朝出てきたんですよ。今までずっと私を避けといたくせに。だから、前回でも私が答えないものを全部部長に質問していましたね。3月もそう。

○10番（稲垣誠亮君） いや、指定して下さいと言われたので。

○市長（山仲善彰君） はい、答えます。契約とか言っていますけども、全然まだ契約までいっていないから、転貸しという概念も全くないんです。とにかく野洲病院が確かなところを見付けてきて下さいよというだけのことであって、ここだったらできますということでは言ってきたから、野洲市の場合は一切秘密がないから、もうすぐに全協なり、速報で皆さんにお伝えをしています。ただ、まだ契約までいっていないし、全てのことが未定であります。でも、控えている事業者は野洲病院は備えているという状態です。ですから、今後の手続によっては、直接すみれ厚生会にお貸しするというのも、これは契約上、土地のことが詳しい方がいっぱいここにおられますけども、そういうことです。積極的な事業展開ということで何の問題も全くないです。

議会にお示ししましたように、医療法人と社会福祉法人が同じグループで運営しておられます。この間も野並議員が地元を持っていないのに大丈夫かという、何かちょっとわけのわからないご質問をされたので、周行会は精神病院だけでも、老健施設を持っておられるし、あえてあのとき言いませんでしたけども、野洲市が長年てこ入れしてきた慈恵会は一切病院を持っていません。ここの法人の場合は病院を持ちながら、ただ病院は県外に持っていますけども、県内にも福祉施設を持っていて、いわゆるグループで医療と福祉と介護を運営している法人ということですし、地元でも今、老健施設を運営しているということの要件が整っているの、その法人のグループとはっきり向こうも言っていますから、そこに認めたわけで、いずれにしても、それはさっき言ったように内定ですから、契約まで至っていませんから、転貸という概念はまだ出てきません。そこが何か理解しておられないから、答えられない質問をしておられるのではないかなと思いますね。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） つまり、公募の結果による決定は契約ではないという考えです

か。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 公募されたのは、野洲病院がされて、野洲病院は後継事業ができる事業者は存在しますよという情報を今持ってきておられるわけであって、野洲市もその事業者だったらいいですよというところについていたところに、それならデイサービスだけやるんだったらあれだけの敷地があるのであれば、その後公募された第7期の介護老人施設の取り組みもしたいということが来たので、これも議会にきちっと示した上で、そういう提案で土地を貸すことも拒む理由はないでしたか、とにかく可能性はあるという文書を出しますよということもこれ、議会の皆さんにお示しをした上で次が動いているわけですから。

○市長（山仲善彰君） ちょっと反問します。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山仲市長より反問権が出ましたので、許します。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員が何か通告通告とおっしゃるので、この通告の頭に「平成30年8月9日付滋賀報知新聞に求められる一層の透明性として」から始まっているのになかなか出てこないなと思って、待ち遠しく思っていたら、今言われましたから。だから、あなたと言ったら失礼だから、稲垣議員のご質問の問題意識はこれなわけでしょう。だから、書いてあったから、私はもう一回捜してきて、これを持っているわけです。

何を聞きたいかという、稲垣議員がこれが出た朝はこれを持って、担当課のところへいそいそと出かけていかれたらしいんですけども、私も朝、新聞を取りに行ったら、これが出てきたんですけども、要するにまず聞きたいのは、稲垣議員はこれ新聞とは言っていますけど、ビラに近いとは思っているんですけども、この情報内容の信頼性について、まさにさっきの決算評価と一緒に、稲垣議員のこの情報内容の信憑性、信頼性についての見解をお聞きしたいと思います。ここに事業者名が書かれていますけども、これはこの段階では公表されていません。

これは9日の朝に入っていました。9日の朝が野洲市の介護保険の運営協議会の会議の

日でしたから、委員さんはこれを見て来られましたし、会議の席でもこれが話題になりました。ご質問もありました。これも議論した上で事業者を決定しておられます。後出しよりもなしで、まさに朝入っていたことが。だから、ある意味で委員さんにしてみれば、ここに書いてあることに動揺されたり、見解を変えられるということもあると思うんですけども、第三者委員会の会長は社会福祉協議会の会長ですし、委員には医師会の代表である実質、守山野洲医師会の野洲側のトップである委員さんとか市民代表とか老人クラブとかが入っておられた上で、最終的にその日に決まって、私は報告を受けています。

何を聞きたいかという、この記事の信頼性。この事業者がこの時点で入っていませんけども、これは一切公表されていません。なぜこの段階で名前が入っているのか。それと、ここに、私も細かい図面とか見ていませんでしたけども、最後は見ましたけども、5、6階建てとか書いてあるんですね。全然違いますし。ここからして情報が違う。当選とか、選ばれた事業者は合っています、これは公開していますから。選ばれていない事業者は非公開ですから、どなたにもお知らせしていません、これはルールですから。でも、ここに入っています。

そして、この見出しが「不透明」とは書いていないんですけど、「一層の透明性」と書いている。透明なんです。透明だけど、一層の透明性。なかなか不透明とは書けなかったと思います、残念ながら。

それと、小見出しが「特養とデイサービスの複合型に異論も」と書いています。これは全然問題ない。慈恵会も特養とデイサービスをやっていますし、これは一番馴染みのあるところなので、だからデイサービスをやるんだったら特養もやりたい。特養をやっていたら、デイサービスもやりたい。あるいは老健をやっていたらデイサービスもやりたい。この異論は、私が朝読んで、何でこんな異論があるのかなと。

この異論をずっと読みますと、4つほど書いてありますね。地元の関係者は、下から2段目、1、デイサービスセンターの施設は市の普通財産だが、介護の重要な施設だけに解体するなら市議会へも事前説明が必要だと。デイサービスセンターは来年4月より董会云々と書いてあって、大体何か地元関係者の疑問が今回、稲垣議員の通告のご質問とそっくりになっています。

要するに、結構不確かな情報と確かな情報が故意にか、あるいは情報収集能力がなかったからなのか。して、ここに担当課長の名前が最後に出て、「そっけない答えをしたことはない」と言っているんですけども、そっけない答えになっていて、気の毒なんですけども、

本人から後、確認したら「そっけなく言っていないですよ」と。何か長いこと、これ、電話取材しかしていないみたいです。稲垣議員は当日、じかに取材をしていただいたみたいですが、丁寧にお答えしたらしいんですが、そのときの記者さんの話では、自らの取材じゃなしにたれ込みがあったので、やりましたと。ただ、早いんですよ、これ。取材があった日から記事になっている期間がめちゃめちゃ短いんです。ここの報道機関は割合時間をかけてじっくりやっておられるところなんですけども、割合にわか茶漬けになっているんですけども、だから不正確だと思うんですが、そういった前提の上で稲垣議員のこのお得意の評価、この記事の評価をぜひご回答いただきたいと思います。これが反問です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、記事の信頼性等々につきまして。

○10番（稲垣誠亮君） 記事の信頼性、評価ということなんですが、まずこのメディアの媒体として信頼性がおけるのかという前半のくだりがあったと思うんですが。

○市長（山仲善彰君） メディアと違うんですよ。メディアと言うたら失礼だから、記事ですよ。私はそれは聞いていない。そこは全部言うておいてください。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。済みません。じゃ、記事の信頼性ということで答えさせていただきます。

記事を書いている発行元の信頼性ということなんですが。

○市長（山仲善彰君） いやいや、違うと言うていますよ。これは私が聞いたんじゃないで、発行元じゃない。この内容ですよ。この内容の信頼性。もう一回、ちょっと、不正確なので。

○議長（矢野隆行君） よろしいか、もう一度。じゃ正確に。

○市長（山仲善彰君） 私はこの発行元とかメディアを一切批判も評価もしていません。そして、私はこれを評価していないんですよ。稲垣議員のこの内容についてのまさにスナップショットです、さっきの登山のタイトル例と一緒に。だから、稲垣議員はそや、だから例えを全部論議でいくタイプなんですね。だから、メディアとか発行元とか言うんだけど、違う。この内容に限定して評価を聞いている。はっきりそこを答えて下さい。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、その記事を記載している発行元は私の責任において答弁させていただきますので、そういう意味でちょっとお聞きいただきたいと思うんですが、あの記事の信頼性と言ったときに、私もこれ、守秘義務がありますので、取材源については明らかにできないんですが、この記事の内容と整合性については、建物



の階数と申請事業計画と違うというふうにおっしゃられたと思うんですが、部分的にはそう  
いったことが聞いているとあったのかもしれませんが、おおむね時系列の事実としては  
相違ないというふうに私は考えております。

これは私の責任で申し上げることですが、メディアの記事の信頼性というのはイコール、  
やはりメディアの信頼性ということに私はつながるのではないかと、僕独自の見解ですが、  
思っています、この滋賀報知さんに関しては、市長も病院問題の前後、病院が右に行く  
か左に行くかのときにもそうですし、立候補されるときも市長はメディアに記事を投稿  
されていると思うんです。滋賀報知の新聞記事で市長の記事を僕は何回か見たことはある  
んですが、その記事の信頼性という意味でいえば、市長がご自身で投稿されていますので、  
それで証明できたかなと思うので、これで反問人の答えになっていると思うんですが、よ  
ろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。私のその投稿という言い方がちょっとよくなかつ  
たのかもしれませんが、私は投稿というのは取材を受けたという意味で申し上げました。

勝手にとかいう話もありましたけど、山仲市長が市長選挙に立候補されたときも確かそ  
の取材を受けていらっしゃると思うので、逆に言うと、一般論としての考え方になります  
けど、自身が信頼していないメディアに対して取材を受けるということはしないはずで  
すので、その点は払拭されていたのかなとは思っています。

ご質問の件ですが、記事の件に関してですが、記事の件に関しては、おおむね時系列と  
私の独自の守秘義務があるので、取材源は申し上げられませんが、事実経過と本当にさ  
さいな部分相違はあるかもしれませんが、おおむね合致している点が多いということで、  
記事のある程度の事実の信憑性というものはあるかと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 以上で反問権を終了いたします。

引き続き、稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。私は契約決定、先ほどの質問に戻りますけども、

公募の決定は契約と同義ではないかなと私は思っているんですが、その点、ちょっと見解が違ったということで、次の質問に行かせていただきます。

開設から一定期間、開設時におけるサービスの変更を行わないことが定められており、常識的におおむね1年以上は必要であり、現行どおりの運営が求められると理解できますが、見解をお伺いいたします。

また、これらに関し、医療法人董会が御上会に誓約書を提出していることの意味についても重ねてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますけれども、ここの一連、要項等に関するところでございますので、入り口については同じでございますけれども、御上会が定めた要項の文理解釈をいたしますと、おおむねそのお見込みのとおりだと考えます。これにつきましては、事業承継の覚書等における一般論を書き示されているものと市としては認識しておりますし、同じく質問ございました誓約書が提出されているのであれば、それも覚書等締結における一般的な手続としてなされているものであろうと考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、ちょっと再質問2点をさせていただきたいんですけど、このデイサービスしのはらの後継事業者決定後に、かつ介護老人福祉施設の公募申請前の期間があると思うんですけど、この期間に医療法人董会側から市長側に、例えば訪問したとか、そういった事実はまずあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 5月25日に市議会の全員協議会の方に提出をさせていただきました市の考え方についてという報告、市有地の貸借期間に関する要望及び市の考え方についてという資料のところ、資料として中に時系列の資料がございまして、その中で5月23日に董会の理事長及び関係者の方がデイサービス事業の承継についてのお話ということで訪問されて出会っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

ではその際に、これはちょっとそうなのかそうではないのか、単純に端的にそれを聞いていただけなんですが、今回の特養の公募計画に対する、例えば話というのはあったのかなかったのか、端的にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねですけれども、その5月23日ですので、それ以前に今回の特別養護老人ホームの計画に基づく、いわゆる土地の考え方、日につきましては、董会、それから御上会の方から依頼及び要望ですね、土地についてのというと、これも全員協議会の方に出させていただいておりますが、そのことを受けた中での話については触れている部分がございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。端的に特別養護老人ホームに対しての協力依頼をしている事実というのはあるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 協力依頼といいますのは、その土地の要望事項についてということでございますか。

○10番（稲垣誠亮君） 具体的に特養の協力というふうに端的に広義で、かなり広い意味でとれるので、どのような意味でとっていただけるかは人それぞれだとは思いますが。

○議長（矢野隆行君） じゃ、もう一度質問し直して下さい。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その際に、特別養護老人ホームの公募計画に対する協力依頼、それに類する発言があったのかなかったのか、それを端的にお伺いしております。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） どちらからどちらへ協力依頼なんですかね。誰が誰に協力するの。

○10番（稲垣誠亮君） 市長側からこの訪問のときに董会に対して協力依頼。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは想像するでしかないんですけども、市長側からこの董会

の理事長側、もしくは董会の職員さん宛てに協力依頼をしている事実があるのかなのか、端的にそれを聞いております。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 董会が訪ねてこられ、アポが入っていて出会いました。当然、私は1人では出会わないので、多分、政策監も担当部課長も全部入ったと思いますけども、一切私からは介護老人ホームの依頼とかは行っていません。私はそんなことしません、絶対。単に野洲病院、あのとき、ただ野洲病院も一緒に来たと思いますね。野洲病院が後継事業者として董会さんが手を挙げられて決まりましたので、ご報告にまいりましたという場所だったから、今、老健施設、何年か前に、前の前の期のときですね、第5期のときの公募で運営されているので、それなりに順調にいつているとか、そういう報告があって、拠点があるのでデイサービスをやりたいということしかないですし、私からははっきり、記録をもう一回見てもらったらいいと思いますし、この間も内部の協議も全部お出しをしていますけども、それは一切ないです。頼んでない。頼むはずもないし。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、ここで一旦休憩入れますので、あと整理しておいて下さい。

それでは暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、質問を再開いたします。

質問を前段にも記載していますが、質問準備のため、当職の各種資料請求に丁寧に応じた下さった高齢福祉課の対応に感謝するものであります。6件の情報公開請求にも応じて下さり、感謝しております。

では、8番がこれちょっと、8番が何か2つあったようで、申しわけないんですが、入りたいと思います。

プロポーザルの審査についてお伺いいたします。

済みません。ここでちょっと2番を飛ばしたので、その2番をここに入れたいんですが、このプロポーザル方式による事業者の決定というのは当然、公正な手法のもとに透明性を

持った審査がなされたというふうに考えてよろしいか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣誠亮議員、もう一度しっかりと質問願います。通告による質問をお願いいたします。  
どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） 通告で2番のところを先ほど私は飛ばしたので、そのまま読ませていただいただけなんですけど、2番のプロポーザル方式による事業者の決定は当然、公正な手法のもと、透明性を持った審査がなされたと考えてよいかとお伺いいたしております。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 1問目が野洲病院がデイサービス事業者を選んだという質問なので、普通はこれ、通告はそれがプロポーザルでなされたかどうかとか、それだと思っただけなんですけど、もうちょっと、やっぱり文脈と厳密に聞いてもらわんとプロポーザルというのと違って、第7期の事業者選定ですから。この選定は全く第三者機関である介護運営協議会でやっていただいています。ルールも何もかも運営協議会で決めてもらっていますので、これについては事務局である政策監からお答えをいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、当然、公正、それから透明性に基ついた審査が行われたものと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと再質問したいんですけど、こうした介護老人福祉施設とかの事業者を市の計画に従い、決定していくということは他市でも一般的に実施されているとは思いますが、今回のようなプロポーザル方式の事業者決定に対しては地方自治法の施行令により実施されるものであると思っはいるんですけど、その点、確認を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今回のプロポーザルにつきましては、プロポーザルの実施要綱を市の方で定めております実施要綱に基づき行っておるものでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それで地方自治法施行令により実施されるのかにおいて実行されているものとは思いますが、本市では野洲市の契約規則とか野洲市の入札契約制度の概要とか野洲市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインをもとに適切かつ公平、透明性を持って契約業務が執行されるよう、整備されているとは思いますが、今回のようなプロポーザル方式による事業者決定の事務手続についての規定はそもそも市に存在するのかわからないのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） さっき言いましたように、第三者機関でルールも決めて、そして具体的な選定方法も決めてやってもらうという自主性を保ってもらっています。これは建設とか建築での事業者プロポーザルではなくて、最終決定は県にあります。ですから、第7期の介護保険事業者の介護保険での給付のサービスをする事業者を決めるというか、これ、市が報告するわけですけどね。まず制度、そこを理解いただいているかどうか。市に最終権限はないです。これを決める方法は各町に任されていますから、野洲市の場合は従前はこのやり方をとってなかったと思います。慈恵会ばかりやっています。

ただ、私になってからはできるだけいい事業者にということでしたけども、一番最初に公開したときでも、中立的な人ですけど、業界に詳しい人からすると、野洲市に応募する人はいませんよと、もう慈恵会に土地建物ただで貸しているようなこんな野洲市にはと。でも、だんだん客観性を持って、ですから老健施設のときも3社全国から応募があつて、これも運営協議会でルールを決めて選んでいただきました。ただ、基礎的な要件は事務局でチェックをしていますけどもね。

だから、さっきの選定のルールも何か事務局案と言いましたけど、多分事務局で案はつくった上で運営協議会です承していただいて動かしているというふうに思います。

それと、これは各町によって違うから、通常の地方自治法に定めるプロポーザルとは全く違いますし、建築設計とプロポーザルと全く違うので、いい事業者が選べる要件を運営協議会の会長以下がルールを決めて審査していただいて、それが妥当なもの最終的に認められたらそれでいいわけですし、全くそのルールをきちっと理解されないととんちんかんな質問になってしまうと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） とはいいいましても、この市の推薦業者が県に上がるわけであり、

市の影響は極めて大と私は考えておりますが、野洲市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインを確認しますと、「審査概要等を明らかにした実施要領を策定した上に」とあります。この介護老人福祉施設の公募要項を見ると、審査については選考基準に基づいて総合的な評価する審査を行うとしており、これでは具体性に欠けるのではないかと思料しております。この選考基準や選考審査の方法の結果時期を含めた経緯についてお伺いできればと思います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいま稲垣議員がおっしゃったように市の方でプロポーザル全体のガイドラインがございます。そのガイドラインに基づきまして、今回業者選定におけるプロポーザルをやるための要項の方を策定の方をしてしております。その要項に基づいて、実施をしてしております。時期につきましては、ちょっと明確な、いつそれを定めた、いわゆる伺い定めで決裁がいつおりたか、そこまでちょっと現時点では承知しておりませんので、その日付等も必要でありましたら、後ほどお答えの方をさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その公募要項を見ると具体性に欠けるのではと私は指摘しているのですが、その点、再度答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。具体的に欠けるといふ、その内容を具体的に教えていただけますか。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 審査項目等ですね。得点配置等ですね。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣誠亮議員、もう一度、その質問、今の点をお願いいたします。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もう後詰まっているので、僕、先ほどまでで十分。

○市長（山仲善彰君） 答えたらいいです。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほども市長のところにも答弁の方がございましたけれども、中の審査の内容につきましては、事務局の方で案の方を作成しまして、審査会において、介護運営審査会におきましてその内容をお認めいただき、その内容に基づき、そこに参加されている委員の方によって選定の方をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ですので、それを被公募者にきちんと具体性を持って、開示すべきではないかということを申し上げているわけです。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 本当にさっき私が頼んだとか、何か疑いを持っておられると思うんですが、もしかですね。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ないですよ。

○市長（山仲善彰君） 違う違う違う。

○10番（稲垣誠亮君） ないですよ。

○市長（山仲善彰君） それを言いたいわけと違って、基準をどこまで公開するかというのは、私、透明性を保ってくれと言っていますけども、それを前提に応募してきておられるわけで、だから事前の応募要項に示せる基準は最大限、示していますけども、その具体性がないのであれば、そのときに向こうから質問されたのではなくて、決まってから、今、稲垣議員がもっと示せと。最大限、多分示していると私は思っていますけども、まだ足りないところがあるんだったら、それは事前にここのところはどうなるんですかという質問があって、その上で応募されたらいいわけですから。ですから、一定の協議事項が存在するんであれば、そこは審査会の権限に委ねられている部分がありますから、全部細かく示せと、それはどこまでが示せるかは限界があると思います。ちょっと私ももう一回何なら時間をとって応募要項を見ますけども、疑義が存在するんだったら。ただ、審査会の中できちんと審査をしてやっていただいているというふうに私は思いますから、だから、その権限の範囲内でなされていると思いますよ。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員、どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） 前提になっていると言われたんですけど、少なくとも僕、これ、推測するしかないわけですけど、全然前提にはなっていないと思いますね。情報公開請求でこれ、請求させていただきましたけど、5ページにわたる各項目等を見ているんですが、こういった項目というのは事前に被公募者の方には理解はしていただいた上で応募していた



だいているということによろしいのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） はい、ただいま稲垣議員がおっしゃったのは、評価項目の内容を事前に提示するというをもちに今ご質問いただいているということによろしいですか。

○10番（稲垣誠亮君） そうですね、はい。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それにつきましては、評価項目につきましては、提示の方はしておりません。かつ、その配点につきましても、事前公表の方はしておりません。なぜならば、情報公開で求められている以前にもう公表されていますけど、この募集要項に応募に関する提出書類という項目がございまして、そこに縷々書類の方を提出していただいていることになっております。その提出されている各項目ごとに通常、採点をしておりますので、ここである程度どのような内容が採点基準であるかというのは、事業者、提案者についても十分想定できるものであると考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市の、今言った募集要項の提出書類を見る限り、私は当然具体性にはほど遠いものだとは思いますが、ページ数についても数ページですし、提出書類の項目があるだけで、具体的な配点の評価される点とか基準については一切記述がないと思うんですが、その点、部長、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 稲垣議員の考えておられるものと私ども市の方の、いわゆる基準、提示している要項のその考え方が違うのかと思いますけれども、繰り返しになりますが、提出書類の中に、具体的に言いましたように理念とか方針とか、そういうものを含めたり、具体的に事業を行うときに関係する項目についても書類の提出を求めている等、事業をやっていただく方を審査する内容を提出書類の中に含んでおりますので、その内容で審査されるということは、先ほど言いましたように提案事業者についても評価項目として十分認識される内容であると認識しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。考え方が違うということで理解いたしました。

では次、進ませさせていただきます。

ガイドラインではプロポーザル審査委員会の組織として、委員は委員長を含む5人以上

の職員をもって構成するとされていますが、今般の事業者の決定には野洲市介護保険運営協議会からの委員が何人とどのような市職員が何人委員として審査に参加されたのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますが、野洲市介護保険運営協議会の委員につきましては、委員数としては12名でございます。今回、1回目の運営協議会には9名の委員の方が出席されました。そこにプラス市職員といたしまして、関係部局の部次長及び関係機関管理職の計5名、合計で14名が選考委員として審査いたしました。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、前回の第6期野洲市介護事業計画においても事業者公募が行われていますが、そのときも5人の市職員が審査に参加されていたということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） お込みのとおりでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それはちょっと再質問したいんですけど、通常自治体のプロポーザルにおいて市の職員がそれほど入るものでしょうか。しかも、5人もですね。透明性を高めるために通常は第三者である大学教授とか弁護士、税理士等の有識者で運用すべきだと思うんですが、その点、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） この件に関しましても、稲垣議員はそのようにお考えでございますけれども、市の方としても委員は本来12名、そこに5、2倍以上の委員がおられる中でこの事業に関する関係部局、あるいは関係機関の管理職が入っても特段おかしくはないと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市の職員が5人入るということは、全体の3割、市の職員がいるということなんですね。市の意向が当然働くのではないかと私は思うわけで、済みません、ちょっとうがった見方になるかもしれませんが、これは一般論を含めて捉えていただいたらいいと思うんですが、人事権を持っている市長の意思が付度されるということは起こ

りやすい環境下にあるということであると思うんですが、その点、答弁を求めます、3割いるということで。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 一般的には2人とか入れていますけど、今回の構成も私は一切口を出していませんし、前回からそうなっているようであります。これは何も第三者機関で選んでいる町が全てではなくて、さっき言いましたように、野洲町、野洲市、1期目は多分組織で選んでいたと思います、慈恵会ありきで。市が選んでもいいわけです。だから、特にこの場合はですね。何も大学教授とか、そういうことじゃなしに、一番介護、福祉に精通しておられる現場の方とか、あるいは市民団体の方とかが入っておられるという中に市の職員も一定数いるというのは全然問題ない。何が問題なのかということだと思いますけども。市長の意向が働くとか、そういう話じゃ全くないですよ。本当に責任を持って、会長とか医師会の副会長とか介護福祉団体の長とかは責任を持って、自分たちが選んだということで私に答申いただいているわけですから、市長の意向が万が一市の職員を入れたとしても、それはそこできちっと評価されて、中立性が保たれると思いますけど。市長の意向と言われたから、それは全くないと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ、そうは言いましても、5人の配点の持ち分で7,000点中これ、2,500点に及ぶんですよ。全体のこれ35.7%に及ぶわけで、これは、やはり一般委員の方は私は申し上げてなくて、市の職員の中との持ち分を話しているんですが、これ、例えば近隣自治体でちょっと見てみたんですが、草津とかは、例えば市の職員が入っていないんですね。付度という意味では、これ、最近、世間をにぎわしたボクシング連盟とか体操協会もありましたけど、やはりトップの人事権を持っている市長の意思の付度が働くというのは世間の道理、市長がそうだとはいは申し上げていないんです。誤解されないようお願いしたいんですが、一般的に働いてしまうというふうにならばちょっと理解はできませんか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何かこんな不毛な議論をやっているあんまり意味がないと思うんですけど、私はどちらが選ばれても、最初はどちらが応募されてきたかも知らなかったです、本当に。情報ももらっていません。どちらが選ばれてもいいと思っているんだから、付度が働かしようがないんじゃないですか。結果を見て、言っておられるだけの話でも

うそれ以上の議論はないと思いますよ。時間の無駄遣いだと思う。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、第三者審査として適正だというふうに市としては考えているということよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） はい。立入会長以下、審査会の人たちを信頼しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、これは終わってしまいましたけど、市の職員の参加人数を見直すという考えは今後ありますか。もう特にないですか。問題ないということであれば、継続されると思うんですが、その点、どうですか。わからなければ、もうわからないということ結構です。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 5人とか7人というのは、私は本当にいい意味で任せているから、5人がいいか4人がいいか6人がいいかは判断しかねますが、もう一度稲垣議員の提案を受けて、その構成は最終、審査会に任せますけども、もう一回配点の具体なんかを見て評価をいたします。ただ、忖度があるからと言い出すと、これはもう1人も入れられなくなりますから、むしろ市が責任を持って選ぶということからすると、一定の複数人というのは私は問題ないと思いますが、見直さないとは言いません。ただ、見直すのは何も問題があるから見直すんじゃないしに、今、せっかくご質問いただいていますから、再検討はいたしてもいいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。次、行くんですけど、くどくて申しわけないんですけど、じゃ、この35.7%というその割合についてはどうお考えですか。問題なければ、ないというふうに答えいただければ。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 全然問題ないと思いますよ。50%でも市が責任を持って事業者を決めるわけですから、何も町によってはさっきも言ったように全然こういう手続を踏まないでやっているところもあるわけですから、問題ないと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次、行きます。

今回の審査の評定の満点が7,000点となっていますが、内訳について教えてください。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますけれども、公募要領に「選定事業者決定後の決定した選定候補者名簿と各応募案の評価結果を公表します」と、そのみを公表するというふうにはうたっております、先ほど出ていました評価の内容、それからその配点についてはお答えできません。

なお、8月21日に私どもは全員協議会の方でその点数の積み上げ、7,000点はこのような点数の積み上げでありますというような説明はさせていただいたと思います。その分について簡単にご説明の方をさせていただきますが、選考審査において介護保険運営協議会委員及び内部委員として市の関係の部次長等が評価した項目は全てで33項目でございます。その33項目、「相当すぐれている」が3ポイント、「ある程度すぐれている」が2ポイント、「余りすぐれていない」が1ポイント、「ほとんど、または全くすぐれていない」を1ポイントの4段階の絶対評価をお願いしました。そして、仮に33項目の全てを相当すぐれている3と評価しますと、33項目掛ける3ポイントで99ポイントになります。1ポイントを5点と換算いたしますと、5点掛ける99ポイント、1人当たり495点という配分になります。端数といたしまして5点を各事業者に加点することにより、委員1人当たり満点500点といたしております。したがって、14人の審査委員がおりますので、500点で7,000点の満点ということでございます。

そして、選定にあたりましては、比較的重要と考えられる選考基準項目であります介護と医療、福祉の連携に対する考え方と具体的な取り組みについて、それと入所者の生きがいづくりに対する考え方、3点目といたしまして、採用方法、条件及びその雇用形態、いわゆる人材確保能力のこの3項目につきまして、重要性から他の項目より1段配点が高い項目と位置付け、その他の項目についてはおおむね均等と理解いただいていたということでございます。

なお、審査委員会が審査いたしました全33項目については、担当課においては既に公開情報といたしまして取り扱っております、稲垣議員も先ほどの公開の中の部分でもう既にご参照いただいているかと思っております。

済みません。先ほどの割合の説明の中で『「ほとんど、または全くすぐれていない』を1ポイント』と私は答えてしまいましたが、正確には「ゼロポイント」ということでございますので、修正いたします。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 24 分 休憩）

（午前 11 時 25 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から反問権が出ていますので、関連ということで許可いたします。

○市長（山仲善彰君） さっきはこの紙面の内容の信用性だったんですが、どうも稲垣議員はインタビューを受けておられて、守秘義務があるからと言って答えられなかったのも、ここでは接点があったというのがわかりました。

○10番（稲垣誠亮君） えっ。

○市長（山仲善彰君） さっき、そう私は理解したんですけど、職員もさっき休憩時間に稲垣議員はこの報道機関と接点があるように答えられたと思ったんですが、じゃ、違うんだったら違うで。

○10番（稲垣誠亮君） 守秘義務というのはその滋賀報知さんを当てにして、申し上げたものではありません。

○市長（山仲善彰君） そうですか。さっきの答弁は取材を受けられたか、情報提供されたみたいになっていた。

○10番（稲垣誠亮君） そういうわけでは。

○市長（山仲善彰君） じゃ、結構です。じゃ、いや、それもあったとしたらと思った。それはないという前提で聞きます。

じゃ、今回、応募した事業者は結果的に2社だったわけで、採択されなかった業者名とか、具体的なのは市は発表はしていません。ところで、稲垣議員はその選ばれなかった事業者なり、その代理人なり、あるいは関係者と接触をされたことはありますか、ないですか、それだけお答えいただいたら結構です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、よろしいですか。どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。それは今回のこの特別養護老人ホームのことに關してのことをお伺いしていただいているとは思いますが、この応募業者さんとの今回、この協議をしたという事実は一切ございません。接点もありません。今回の情報の取材元ですが、私、今回、新聞の記事が掲載されてから、いろいろ地元の関係者、あとは市役所内部でもあらゆる調査を行いました。市役所内、野洲市地元関係者、そこからの、守秘義

務があるので、具体的には申し上げられませんが、情報提供だというふうに考えております。

以上でお答えになっていると思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） では次、質問を続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） 前回、第6期野洲市介護事業計画において事業者公募の際の評価の満点は1,000点でしたが、今回、審査の評点が満点7,000点になっています。変更された経緯、内容等についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねでございますが、先ほど7,000点の積み上げの根拠につきましては申し上げたところでございますが、変更した経緯と大きな変更点につきましては、従前以上に、いわゆる客観的で合理的な評価を行うため、評価項目を前回より詳細化、そして具体化すべきという議論が庁内で起こりまして、これを踏まえた結果、まず項目数を倍以上にふやしたことが理由として挙げられます。そして、本市の介護老人福祉施設整備事業者の公募要項に掲げた項目を基準に、問い方については、審査委員の錯誤や誤認による評価が極力されないよう、滋賀県の介護保険サービス自己評価ガイドラインを参考に調整の方をしたところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。では、ちょっと再質問したいんですけど。ということは、プロポーザルの審査委員会といますか、野洲市の介護保険運営協議会で議論が発生して変更に至ったというわけではないということですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほどの答弁でもそのことに触れましたけれども、事務局の方で案を提示させていただいて、介護保険の運協の中でそれをお認めいただいた中で、それを成案として取り扱ったものでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 言い替えると、市職員の主導で行われたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 市の職員主導で行われたものではないと考えており

ます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ素案は介護保険運営協議会で独自に起こったわけではなくて、事務局が諮問というか、持ち込んだというふうに理解できるんですが、ということであれば、実質的に市職員が協議会に内容を提示したというか、そのように理解できるんですが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 事務局が案をつくっておりますが、それを誘導とか、そういうものではなく、その内容をご説明させていただいて、ご理解いただいた上でお認めいただいたものと理解しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、協議会で自発的に起こったものではないということですね。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員、2期市会議員しておられると思うんですけども、第三者機関というのは附属機関です。ただ、できるだけ客観性を持たず、オープン、そして会議自体がオープンにできない場合でも多様な市民とか専門家がおられるので、場合によってはクローズドにせざるを得ない場合でも牽制が働くということで、こういう組織を持っているわけですね。今回も7人の野洲市と全く利害が伴わない方に入らせていただいています。ただ、審議会の場合は、原案は事務局が存在するから、事務局がつくって、それがいかどうか、一々そんなもの、委員さんの意見を持って、全て決めていたら追い付きません。稲垣議員は都市計画審議会の委員に市長から言われたようになってもらいましたけども、都市計画審議会でもあれだけの資料というのは事務局がつくって、そしてから会長と相談して、そして出しているわけです。先般、残念ながらお待ちしていただきましたけれども、無断欠席でしたけども、だからそういうことをしているから、審議会の実情がわからないんですよ。

○10番（稲垣誠亮君） 関係ないじゃないですか、そのこと。

○市長（山仲善彰君） だから、事務局がつくっても、私はこの作業に一切関わっていませんけども、今、政策監の答弁を聞いていたら、全然真っ当です。ゼロベースから審議会なり第三者機関でやったら、仕事なんて追い付きません。きちっと原案をつくって、た



たき台をつくって、そして客観的に審査いただくわけですから、ぜひ審議会にきちっと参加して下さい。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、よろしいか。どうぞ。次、行って下さい。

○10番（稲垣誠亮君） では次、行きます。

5月25日に全員協議会で説明いただいた内容ですが、決定事業者が介護老人福祉施設の新設を計画している敷地は、現在、御上会が野洲市より有償で借り受け、デイサービスしのはらを運営しており、御上会が市立野洲病院への移行化（営業譲渡）に伴い、デイサービス事業を廃止するに際して、後任の事業者への公募をされたところ、董会、これは医療法人董会ではありますが、選定され、野洲市との敷地に関する賃借契約は平成33年3月31日までの間で現契約を引き継ぐものとされたと考えますが、全員協議会では、野洲市との現契約が継承されるデイサービスしのはらの敷地面積は大篠原951番地2, 320平米と報告いただきましたが、介護老人福祉施設整備事業者に選定された事業者、これは社会福祉法人すみれ厚生会ではありますが、の計画は大篠原951番地、3, 268平米となっており、948平米が増加しております。ふえた分は事業者が隣接した民間の土地を購入され、整備されるものとして理解していいのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの土地のふえた分のことについてお答えさせていただきます。

事業者の提案によりますと、ふえた分は当該敷地に隣接する現状篠原こども園の職員等駐車場に使用されている土地でございます。そこを含め、整形化する提案がされています。

なお、この土地につきましては、5月14日付で董会の方から市に提出された文書の中で御上会から引き受ける見込みの約700坪の市有地について、隣接する別の市有地と調整して整形化したいという依頼を受けた部分の土地であると市の方は整理しております。

市はこれへの回答文の中で、土地の整形化に係る依頼については、契約公開を行うことになった場合に可否を含めて別途協議する事項としており、つまり別の市有地を含めた提案を受けることについて承服した上で、具体的提案内容を見て判断する方向をしたものでございます。今回の選定におきましては、その提案内容を見て、土地の管理者として大過ない提案であると判断した他、貸借権を得るであろう者に隣接地を随意で貸し付けることについては、特に拒む理由がないと判断されたことから、事業者を選定して問題ないと、このように判断したところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、ちょっと幾つか再質問したいんですが、まず特別養護老人ホームというのは医療法人ではできるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのお尋ねですが、特別養護老人ホームは地方自治体及び社会福祉法人がその事業主になるものでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということで、社会福祉法人すみれ厚生会さんだということだと思んですが、これ、平成30年5月24日付の野洲市長発の董会理事者宛ての637文書なんですが、表題「『デイサービスしのはら』事業の承継を機とした介護関係サービスの向上・拡大の方向について」の中で、あえてこれ、公文書なんですが、宛先を董会と記載して、行政文書にも関わらず、法人名を記載していないと思うんです。これは何か問題点を意識されているから、あえて法人名を書かずに董会と記載されたのではないかと思料しますが、その点、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますが、特段の意図はございません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 意図はないということは、じゃ、行政文書において、法人名を記載しない文書を作成されることが本市ではあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まずは、私が知っているのはデイサービスを医療法人董会に引き継ぎたいということでここは了しましたし、これは全協にお示しをしました。

それと、そこをせっかく借りるんだったら、同じグループで実質理事者は一緒らしいんですけども、介護老人ホームをやりたいという思いがあって、稲垣議員がおっしゃるプロポーザルですね、今回の第7期の介護福祉施設の公募に董会が来たと。そこは私は知らないわけです。そして、どういう思慮で来ているかも知らない。

今、疑問を持っておられる駐車場は基本的には全部貸しているんですが、篠原こども園の職員駐車場、一部存置をしています。そこも借りられる、あるいは借りたい前提で来て

いたというのは、これは審査過程で動いていたわけで、私がそれを知ったのは事業者が決定をされてからであります。

それで、その間に一応、私の名前で董会に土地の利用はデイサービスは当然ですけども、それを前提にして、一段のサービスを充実したいと依頼が来ましたから、それは起案があって決裁があったので、私、そのとき、あんまり当事者までは見ていません、多分持ち回りじゃなかったと思うから。後での整理をした段階ではその文面には董会、もともと向こうから来た文章には董会の……。これ、公開しているから、お手元にお持ちだと思いますね。董会のグループ全体で介護サービスを野洲市で展開したいと、老人介護も含めてということだったので、多分それこそ医療法人か厚生会か、グループとなっているので、多分董会にしたのではないかなというふうに、今、私は理解していますし、それは私、問題はないだろうというふうに思っています。

本来であれば、医療法人とか何とかかんとか、書くべきですけども、グループを挙げると。ただ、グループというのはこれは正式にグループはないです。大体、これ、多分野並さんがおっしゃったように、大体グループでやっておられて、グループと書いていますけども、グループというのは存在しないわけですが、医療と介護と福祉を一体にやっておられるのは通常、グループと名乗っておられるから、だから、董会というふうに多分したんだろうと思いますし、議会にも公表して、そこには後でこの答弁をするために確認したら、すみれ苑でわざわざ書いてあって、わざわざ注記がしていたと思いますから。だから、そういうことで董会になっているというふうに私は理解していますし、さっき公文書と言われたら、本来は法人名とか書いた方が好ましいと思いますが、ただ、理事長名入っていますから、個人名が入っていますから、だからそれは特定されるので、一般的な文書にならなくて、宛先の特定はできる文書であるので、基本的な文書の要件は満ちているという理解でいいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その文書を作成されたのはどの課になるんですかね。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 高齢福祉課の起案になっていました。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 端的に、これ、市の職員が間違えるわけないと思いますし、優秀な高齢福祉課長が間違えるわけがないんですね。法人名が、要は記載されていない公文

書が本市にあるのかないのか、それを端的に先ほどから聞いているので、お答え下さい。  
他にもあるのであれば構いません。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今のお尋ねでございますけれども、今、先ほどから本件になっております発番637をこれ以外で肩書、法人のところが抜けている文書があるかないかについては私、承知はしておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この時点ではデイサービスの事業の承継についてが議論としてあったわけであって、特別養護老人ホームのことはまだこの後の話だと思うんですが、その点、再度答弁を求めます。なので、医療法人董会とするのが本来のあり方だと思うんですが、再度答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） その時系列で、今おっしゃった部分というのは、この回答をする段において、この部分については特養の話というのは一切出ていないということをおっしゃったという理解の上で答えたらよろしいですか。

○10番（稲垣誠亮君） 董会と具体的な打ち合わせが多分されていないと思うので、その段階なので、あえてこちらから、問題点を意識しているから、あえて董会と記載したというふうに私は言ったんですが、もういいです。ここは次、飛ばします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それであと、これ、市長に答弁要求しているのですが、お答えいただいたらいいと思うんですけど、市長は長年、約40年県庁にお勤めだと思うんですけど、当然、これ、市長が出す文書に、行政文書になると思うんですが、法人名を記載しない文書というのは作成された経験は市長はありますか。あるのかないのかでお答えいただいたらいいんですが。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、もう一度、しっかりと質問お願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 県庁時代に行政文書で法人名を記載しない文書を出したことがあるかないかということをお伺いしております。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何か一時、はやった言葉ですけど、記憶の限りではないですね。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、今回が特例ということで、次に進ませていただきます。

これ、具体的な場所の貸し出し計画の説明というのが全員協議会ではなされていないと思うんですが、その点、答弁を求めます。場所ですね。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 具体的な場所とはわかるんです。その前の主語の部分は何でございますか。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） こども園の駐車場のことに関して、具体的な場所の貸し出し計画ということで聞いております。この事業計画が700坪プラス300坪でできていると思うんですけど、300坪の部分の貸し出し計画の説明が事前に全員協議会ではなされていないのではないかとということをお伺いしております。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今のお尋ねでございますけれども、その貸し出しという表現ではございませんけれども、法人の方から特別養護老人ホームの施設整備のそのために現在の御上会野洲病院が借りている土地プラス隣接の土地を含めた中で事業の展開をしたいので、土地所有者である市の方にお尋ねが5月14日にあった、その内容については、全員協議会の方で報告の方はさせていただいていると認識しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その隣接の土地を具体的に報告いただきましたかね。具体的な場所等を含めて報告いただいていますかね。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まずは全て公開しています。どういう話かといったら、何回も言うように、デイサービスはまず1回決着をしているんですが、介護老人福祉施設の案が出てきたから、じゃ、それも一緒にやりたいという相談があったということで向こうから文書が来たので、グループで総力で取り組みますということだったから、断る理由はないですね。その具体的な面積とか何平米向こうが使うとか、そんな計画はこちらはわからないわけですからね。結果として、さっき言ったように、こども園の職員駐車場の一部が入っていることについては、これは事務レベルの判断で今後のやりとりで駐車場はどこかというか、立体にするか、あるいは何かの形で確保できるだろうということで、土地の確保

の見込みはあるということで審査会にかけたというふうに後で私が聞いていますから、それは妥当だと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、市有地を、やはり社会福祉に供するものであっても、議会への報告というのは絶対に私は必要だと思うんですが、具体的な内容をもって、必要だと思うんですが、その点、どうですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これほど公開している町は多分ないですよ。だから、一部の駐車場の面積がどうのこうのという、それは向こうがどれだけ、まず向こうがその段階では駐車場を使うか使わなかったか多分わからない。応募するにあたって、具体的に見たら、そのこども園の職員駐車場の一部も使えたらということで、これは私が知らない段階の審査の提案の中で入ってきたわけで、担当課なり、最終的には審査委員会も何とかやりくりができるだろうということで通されたわけですから、それを一々、数100平米の土地まで向こうが使いますと、使う使わん話はそのときはなかったわけじゃないですか。だから、2段階でもしかそれまで言うかどうかといえば、言えないのに言えるはずないじゃないですか。向こうはデイサービスの敷地全体をとにかくまず使わせてもらって、もう少し事業展開をしたいという提案だったから、それもまず相談があったから、私は認めますみたいなことだったけども、あの文書を見てもらったらわかるように、私が指示した文書は断る合理的な理由はないと、もうそういうことです。あえて断る理由はないと。積極的にどうのこうのじゃなしに。だから、そこまで慎重にやっていますが、それを市議会に報告せよといっても、ないネタを先に報告はあり得ない。そう思いませんか。時間軸が違っているじゃないですか。

多分、稲垣さんの中には何かシナリオができていて。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ないですよ。

○市長（山仲善彰君） いや、なかったら、今のはこれ、破綻していますよ。推理小説じゃないけども。破綻しているの、これ。とにかくざくざくっと来ているわけで、この時点では見えないことを報告しなさいと言っているわけだから、あり得ない。万が一、あった場合どもその程度のことまでを報告する必要はないと思います。執行部の権限とか、やりとりで。さっき言った、まだ最終契約ではないわけだから。そんなもの一々相談したら、いつも言っているように稲垣議員が市役所の係長にならんとあきませんよ。そんな一々皆

さんに相談してほしいと言われたら、これほど相談している町は私はないと思いますけども。だから、2点で全く今のは否定せざるを得ないと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、だって、この時点で事前のこども園の駐車場を使うという、事前のおおむねの同意があったわけですから、当然、これ、公共財産の貸し出しですから、それをもって審査をかけるわけですから、議会へ報告するのは僕、当然だと思いますけどね。再度答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まずは第三者機関の審査会で判断してもらって、それがだめとおっしゃったら、そこではねられます。市議会の前に附属機関、正式の条例設置の附属機関ですよ。そしたら、もう都市計画審議会をやめて、ここで全部やったらいいじゃないですか。同じことなんです。審議会というのは、まず第三者機関でそこに全ての情報を提供した上で審議していただいて、答申いただいて、議会です。この都計審だけはあえて市会議員が入っておられるのに残念ながらすっぱかして来られない。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もういいですよ、何度も。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、どんどん質問を続けて下さい。どうぞ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、だって、すみれ厚生会さんの事業計画がこども園の駐車場を利用した前提で協議会に申請を出しているわけですね。ということは、当然、議会へあらかじめ報告するというのは真っ当な考え方だと思うんですけどね。やっぱり、そこは市長とずれがあるんですかね。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 本当にわかりませんか、これ。推理小説で書いたら、時間合わないですよ。要するに、デイサービスをやりますと言ってきたわけですよ。そこで一回落ちついてたんだけど、第7期の公募があるから、向こうは第7期の議論はもう年末からわかっているから、100床を野洲市が公募するのはこれは業界では周知ですけどもね。いずれにしても、本当に公募するかどうかはその後の話になりますけども、デイサービスをやろうと思ったら、同じ投資をするんだったら、もっと積極的にやりたいということだから、あそこの土地を全体を、デイサービスは責任持つけれども、自分とこのグループの中で福祉活動に、福祉事業に使いたいとおっしゃってきたから、そのときの面積が出てきた。だから、それはおおむね全体、どうせ使わない施設ですから、貸せますよということ

であって、その後、これは秘密でやっている私も知らない審査会の第7期の100床の募集がきたわけであって、それはもしか、そこに駐車場が入っていたとしたら、事務レベルで判断してオーケーというか、見込みありとしたわけで、それは私も報告を受けていない。本当に答申のときに初めて聞いたわけであって、でもそれを稲垣さんが言うように、その時点で議会に公開せよということになったら、それこそあなたが尊重している業者選定の秘密性が問われるじゃないですか。どこかの業者はどこの土地でこれだけの面積をと言ったら、もうわかってしまうじゃないですか。そんなものは公開できない。だから、これは後でだめだったら問題にされたらいい。だから、今、問題だったら言われたらいいじゃないですか。

これは今、皆さん、頑張っているあれと一緒にですよ。選挙管理委員会は住民票を持ってこられたら、一々家まで調べに行くことはできないんですよ。後で不正があったら、結果バツになるわけで、あるいは住民票を届けに来られたら、おうちまで行って、その方が住んでいるなんて、住民票係、市民課は見られない。形式要件が整っていたら、オーケー。だから、今回、全く一緒に、途中の全てを公開せよというのは、これは真つ当な市会議員の判断じゃ全くない。時間軸としても無理です。明白明白。多分、ここで頑張ろうと思っているだというのはよくわかりましたけども、ミッションを持っているんだろうなと思いましたがね。これは無理。そんなことは全然無理です。あり得ない。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市有地に対する考え方が違うということで、もう次、進みますが、これ、当初の特養の公募条件と違う内容条件がこれで発生したわけですから、これから公募選定、整備スケジュールと重複することを考えると、公平性を期すため、先行して現行契約の改稿後に改めて公募を出すべきであったと私は公平性の観点から思うんですが、その点、答弁を求めます。

○市長（山仲善彰君） ちょっと休憩を。意味がわからない、丁寧に言ってもらわないと。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午前11時53分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これは個別案件ではなくて制度論です。だから、これ、今、役割



分担は何しているかというたら、制度論は、私、今答えているんですけども、この間も全協で申しあげましたように、この制度というのは市は介護保険でサービス水準といいますか、サービスを計画の中に盛り込んで、それが国、県も認めてサービスが供給されて、介護保険で給付がされるということで、野洲市の場合は今回、第7期で100床を計画に入れました。これも実質同じメンバーが、審査会は実際は運営協議会ですから、そこで市民代表、専門家で決めていただいています。

今度は公募するにあたっては、事業者が資格のある事業者、また実績等も必要ですけども、それが土地建物を用意してサービスをしますという応募していただくわけです、土地建物を。複数を想定しています。だから、前の直近、私になってからやったのはさっき言った老健施設ですけども、3社が土地を何らかの目処を立てて、可能性ですね、買うとか、所有するまでは至らなくて、選んでいただいたら土地は確保できるという十分な信頼性がある条件でこういうサービスをしますよというのを提案してくるわけです。今回も複数社が来られたわけで、何もどういう形で市の土地を使うか使わないかというのは、これはそれぞれです。だから、現に、これも全協で1回言った話ですね。現に、今回も慈恵会が手を挙げたいので、前回のときに初めてわかった、建てる見込みもない土地はもう貸してあったわけですね、30年定期借地で。裏口で貸してあった、慈恵会に、私になる前に。

今回も応募したいから、30年が切ってしまうまで、選んでいただいたら、その土地をもう一回改めて新規に30年をやっていただきたいという、同じような文書が出てきますよ。それも均等に認めています。だから、どこかが市有地を認められて、自分で土地が確保できていけば、それで全然問題ない。だから、あえて言えば、今の同じグループの董会というか、そのグループは6年ほど前か7年前、とにかく老健施設のときには市に一切相談なくて、自ら土地を確保されて建てられました。今回は野洲病院とのデイサービスの関係があったので、せっかくいい土地がある情報があったので、そこに建てたいということになったわけで、だから第三者も何も野洲市にあいている土地があるんですかいないですかと言うんだったら、来られたらいい。

幾つかありますよ、全然別でも。今、ベンチャー企業で伸びているある企業なんかも企画やら土木に相談に行ったけど、土地がなかったけども、最後に私に相談に来て、「土地がないですか」と言うので、遊んでいた乙種工業団地、ちょうどうまくある企業が買っていて、本来は建物を建てないといけないのを放置されていたのを民民で、情報提供を職員からしますから、後はといたら、それだし、この間はある大企業が「太陽光の自家供給

の発電で市有地があったら教えて下さい」とおっしゃってきたので、職員を通じて来たから、直接私も事業所長とも出会って、情報提供だけ客観的な情報は全部提供しました。

これ、同じことで、もしか市の土地を使いたいとおっしゃったら、こんなデイサービスと関係なしに、他の事業者も来られたら、何も問題ないので。何か公平性がないとか秘密でやっているみたいに言うておられるけど、全くそれはいいです。真っ当じゃないですか。

こちらも、遊んでいる土地、またこの今議会も通告しておられて、私になってから随分わけのわからん塩漬け土地も整理したし、まだ、でもこれから売れる土地がありますけども、建物を除去するとかサービスを最後どうするかとかあるので、今、課題になっているのは発達支援センター、早く何とかしてあげたいけど、あれを移せば、あこの土地は全部処分できると思いますけども、同じことですよ。何の公平性の障害も全くないと明確にお答えをしておきます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

再開を午後 1 時とします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次、行きます。

公募要項を見ますと、提出書類のうち建設予定地計画書については、売買契約書、合意書の写し、または贈与契約書、合意書の写し、交渉中の場合は交渉の状況を含め、用地確保を証するものとされています。今回、提出された建設予定地計画書に添付されたもののうち野洲市の所有財産に関わる売買契約書、または合意書等はどうのようものが提出されているのか、具体的にデイケアに利用しているか否かを含め、地籍番号ごとに詳しく教えて下さい。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問いただいていることにつきましては、提案書の具体的な内容に関することです。要項の規定により全て申し上げることはできませんが、すみれ厚生会からの提案書を受理した6月25日時点では選定された場合には当該土地の利用を認める方向にあることが公開、全協でその内容についてはご説明させていただいておりますので、公開されていたわけでございまして、書類の添付のある

なしに関わらず、用地確保の見込みについては、これらの公然の事実によって客観化されていると判断しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、学校用地を含んだ公の財産に関わるものなので、説明できると思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 説明できると思うんですがという、そのものについての何を説明というのか、ちょっと意味がわからないんですが。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員、もう一度質問。明確に質問をお願いいたします。

○10番（稲垣誠亮君） 合意書についてです。

○議長（矢野隆行君） もう一度質問をお願いいたします。

○10番（稲垣誠亮君） 野洲市所有財産の合意書と私は言っているのです。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほど答弁申し上げますように、市の方といたしましては、選定された場合には当該土地の利用を認める方向にあるという、これ、全協で説明の方をさせていただいておりますけれども、その事実をもって、それを出しておるのは当該市の方ですので、市の方としてはそういう事実はもう知っておるということで、それを全協に説明しているイコール公開しているということで客観的事実として周知されているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは次、進ませさせていただきます。

次の表記の14、15、16はもう次の17に行かせていただきます。

第7期野洲市介護事業計画選定された事業者の計画内容では、篠原こども園の駐車場に介護老人福祉施設が建つことが想定されますが、近々駐車場がなくなることになりますが、篠原こども園としてはプロポーザル前に承知されていたのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 篠原こども園というのはどういうことを言っておられるのか、わからんのですけども。

○10番（稲垣誠亮君） 園長とか、そういう部分で理解していただければ。

○市長（山仲善彰君） 園長がですか。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） 園長がというふうですね。

○10番（稲垣誠亮君） そういうふうにとっていただいていいと思います。

○市長（山仲善彰君） じゃ、政策監に答えてもらいますが、わかるかどうかですけども。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今の問いに対しては、直接園長というお話でしたので、園長に確認はとっておりませんが、庁議の中で先ほどから申し上げている内容につきましては、職員はそれを見ることができますので、内容については知っていたというように思っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この駐車場がなくなりますと、代替え駐車場が必要となると思いますが、平成32年4月開業とすると、31年度中にも整備が必要となると思いますが、どのような計画でしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず、篠原こども園の設置者は野洲市ですから、園長は施設があって、運営するわけですからね。だから、まず駐車場がなくなるか、なくならんかいかもまだわからないわけですね。提案が出てきたときはさっきも何か言ったように、私でも知らなかったわけで、審査の段階では一定の土地が確保できて可能だという判断なわけで、その段階でまだ権限のない園長にここの駐車場がなくなりますよとか、なくなりませんよとかいうことを伝える段階ではないし、今のお問い合わせのように、介護老人ホームや介護福祉施設がどういう形で建つのか、一応、案はありますけど、具体的に決定して、向こうがもう一度きちっとしたプランを出してきた段階で初めて駐車場をどこに位置付けてやるとかいうことなので、当然、その時点には市としては責任を持ってとか、市の施設ですから、自ら責任を持って、子どもたち、あるいは保護者に、あるいは職員にサービスの提供を行うことは当然であります。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次、行きます。

全員協議会での説明や説明資料ではデイサービスしのはらの後継事業者は医療法人董会ではなく、董会とされています。全員協議会資料では董会グループが云々とあり、また4月27日付のプレス発表資料を見ると、事業継承法人として董会、野洲すみれ苑内定とあります。表記が曖昧であると思います。市は今後、同法人を対象に協議予定としていることから、董会は医療法人董会であると考えられます。しかし、医療法人董会が事業承継する予定のデイサービスしのはらのはずが別人格である社会福祉法人すみれ厚生会が事業継承者であるかのように事業計画が策定され、事業者として決定されたとは大きな疑問を感じざるを得ません。まずは当初、全協であった漢字の董会とは医療法人董会のことであるのか、また表記の変遷の理由についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これ、さっき、答えたと思うんですけども、ですから、医療法人董会がデイサービスをやりますよと言ってきたから、それはオーケーですよ。そしたら、それはそれで1回落ちついた上で、第7期の介護福祉施設を取り組みたいということだから、グループ一丸でということであつたわけですね。ですから、こちらとしても職員の配慮として、グループという意味なので、理事長名はきちっと具体名を書きながら、董会、まあ董会グループという表現はさっきも言ったようにないわけだから、董会ということで、総称で書いたと解すべきと考えていますので、問題はないと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私は今回の通告で次の質問、再質問を一番聞きたかった趣旨なんですけど、これ、董会とは董グループという総称を指したものであるという答弁なんですけど、董グループは複数の医療法人、複数の社会福祉法人や株式会社等、多くの法人を有しています。同じグループだから問題ないと言われてはいますが、それぞれ別個の人格であり、独自の理事構成を持ち、明らかに別の法人であります。今回、市有地を貸し出す、または老人介護福祉施設の整備事業者として選定する野洲市として行政判断されるまでの、今おっしゃった総称とか同じグループの定義、エビデンスについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） エビデンスという意味がわからないですけどね。

○10番（稲垣誠亮君） いや、わかるじゃないですか。わかるじゃないですか、そんなん。

○市長（山仲善彰君） 意味がわからない。

○10番（稲垣誠亮君） いや、わかると思います。

○市長（山仲善彰君） エビデンスが何かは別として、要するにデイサービスをやりたいたった法人のグループが介護福祉施設に取り組みたいということだから、市としては、審査委員会で選定されるという要件が整ったら、それは可能性はありますよということを検討した上で、これは別の審査として、それを前提にして、今度は審査機関で認められて、今日に至っているということですね。これはもう何回も全協でも言ったように、だからそれがまさにエビデンスだと思いますが。稲垣議員がエビデンスと言われるのであればエビデンスです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。本市では、そういうふうに総称をグループについて、そのような判断をされるということで理解いたしました。

では、次の質問に行きます。

平成30年5月24日付、野洲市長発董会理事長宛て、637文書ですが、表題「『デイサービスしのはら』事業の承継を機とした介護関係サービスの向上・拡大の方向性について」の中で貴会が事業内容に関わる審査等を経て、今般の介護老人福祉施設整備の事業決定者として決定された場合に限り、現行契約の公開に応じていく方向であると記載がございます。これは端的には董会が一度も事業をしないまま別法人に引き継がれるということの意味していると思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何か董会とおっしゃるんだけど、医療法人董会なのか、社会福祉法人すみれ会なのか、稲垣議員は特定されるべきだと思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、行政文書に書かれていることを僕は読んでいるだけなので、そのまま。637号に書かれていることを読んでいるだけです。そのことは僕に聞かれるよりも発信者である市長の方がよくご存知のことだと思いますが。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） だから、董会が1回も事業をしないでって、誰もまだ1回も事業をやっていませんから、それなら。だから、問題ない。1回も事業をしないで引き継がれるって、1回も誰もまだ事業していない。野洲病院しか事業をしていないんですよ。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

平成30年5月16日の市長レク備忘録において、市有地貸借期間要望の中で、高齢福祉課長より「他の法人が他の普通財産の貸し付けを求めてきた場合はどうするのか」に対し、市長は「同様に応じたらよい」とあります。この応じるという意味にするところについての説明を求めます。

また、他の法人が貸し付けを求めるという想定はこのレクの内容が周知されない限り、一方の応募者にはその構想に達しないのではないかと思います。その意味で公平な競争が働いていることに疑問がありますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何かさっきのやりとりが何か無駄になっていますけども、私が言ったように民地であろうが市有地であろうが、適正な土地を準備されて、そしてから審査会の審査の応募をされたらいいわけですから、他のところがもしかあれば同様に提供したらいいわけですからということをやっただけですから。まさに公平性を尊重しているわけです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 別法人はそういう構想に達しないのではないかと。達しないのではないかとという意味で申し上げております。公募要件から外れているので、公募要件の中にそれは含まないので……。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員、もう一度質問があったら。

○10番（稲垣誠亮君） そういう構図には達しないと思うのですが。そういう意味で……。

○議長（矢野隆行君） 立って、発言をお願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 先ほどの通告どおりなんですけど。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時11分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の方で回答。

○市長（山仲善彰君） 別の法人という意味がわからないんですけど、今回、応募してこられたもう一つの法人ですか。

○10番（稲垣誠亮君） はい、そうです。

○市長（山仲善彰君） 何も達するって、もともと慈恵会には全部ただで土地を貸しているわけで、野洲市はそういうものだというのは了解、周知の上になっているわけですよ。そしてから、民地であろうが、自己所有地であろうが、適切な土地だったらいいわけで、野洲市に応募したいけど、どこか市有地でありますとか、あるいは民地でありますかと問いかけてこられたら、何も問題ないわけじゃないんですか。こちらから、土地を貸しますよとかどうですかと、こんなことをやらないけども、別の法人が問題意識を持っておられたら、野洲市の場合は、もう何回も繰り返したくないんだけど、慈恵会にもう貸しているわけですからね。今回、慈恵会も向こうから応募したいから、結果的に応募はなかったんですが、30年のを延長してほしいと、もう何回でも言っていますけど、全然問題ない。

何か稲垣さん、何か問題がないところに問題をつくりたいのか知らないけども、さっきも何か、不満やなんか、ずっと朝から長いことやっているんですけども、守秘義務があるとおっしゃって、何の守秘義務なのかも意味がわからないし、本当にもやもやしているんですよ。私が答えているのは、すかっと答えていると思います。

何も土地が必要だったら野洲市に相談してこられたらいいじゃないですか、民地も含めて。本当にいろんな方が相談に来ていますよ。私は野洲市の発展のためによくなれと思っているから、なかなか事務部門ではだめだったら、市長に出会いたいとおっしゃったら、個人のプライバシーに関係ない範囲でいろいろ照会していますよ。幾つか、本当に土地を探して、立地しておられます。稲垣議員も何か相談を受けておられたら、相談に乗られたらいいじゃないですか。今回、受けておられるのかどうか知らないけどね。全然問題ないです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市役所内部からの情報がある以上、当然、守秘義務は発生すると思います。そういった相談は一切受けておりません。

では、次の質問に行きます。

選定事業者の地元説明会について事業内容の説明は行われているのか、また担当したのは選定事業者の職員が行ったのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの説明会のお問いでございますが、選定事業者の地元説明会におきましては、事業内容の説明については、応募要件の提出書類とし



て、開設に伴う地元説明についての議事録を提出いただいております。その内容を確認して、特に問題ないと判断したところでございます。そして、説明担当者が誰なのかの部分につきましては、市が特に関知することではないと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、すみれ厚生会の職員が行っていない可能性があるということでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの問いにつきましては、行っているということは認識はしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） どういう認識で確認されたのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほど申し上げました議事録の提出を受けております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは議事録の発信者がすみれ厚生会の職員というふうに記載されているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） あくまで議事録の提出を受けて、市の方でそのように判断しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、議事録にはそのすみれ厚生会の職員が話したようには記載されていないというわけですね。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） そのようにとられる意味が私の方ではちょっと理解できませんが。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私も地元関係者に伝聞の伝聞で入っているので、不確かな情報なので、その点ご了承いただきたいんですが、御上会の事務部長が45分間、1人でデイサービスの説明をただけで、特別養護老人ホームの説明はなかったというふ

うに私は聞き及んでいるんですが、これは、じゃ、誤りですかね。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今の内容につきましては、私どもの知るところではございませんので、提案いただいた書類の中での判断としております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、説明日時はいつですかね。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長、答弁。

○市長（山仲善彰君） 今、聞いておられるのは、その事業者。まず、この土地の手配というのは選ばれたら土地を借地か買うか、いずれにしてもそれが使えるようになるということですね。それにあたっては、法的には要件ではないんですが、立地地域に地元自治会長ですとか学区の学区長ですとかに事業者が説明に行ってくださいよということになっている、これはいろんな事業もそうになっていますね、法的ではないけども。今、その地元説明に誰が行くかというのは、それは整理をする人の責任ある人が行ったらいいわけですが、そこに今、稲垣議員の質問では事業者か事業者関連の人が行っていないというふうに地元の人が言っているという、そういうことを言っておられることであると思うんですが、それについては、もしか問題があれば、検証したらいいと思います。ただ、誰が行くというか、誰がどういう事業をしますということについての説明があったらいいと思っていますから、それが誰であるかというのは、どこまで人が限定されるか。

それと、今聞いたら何か野洲病院の事務長が動いたというのは、今、野洲病院の事務長というか、野洲病院が今借りている土地ですから、野洲病院も行ったとしても、これは当事者の一部であると思いますよ。今、借りている土地にそういうものができますということで。ただ、まずは事業者の代理人が行ったか、誰が行ったか、これについてはもしか疑問があるんだったら答えてもらおうし、確認します。今、聞いていて、何かそこが全然地元の人が本当に聞いていないのかどうかですね。審査のときには地元へは説明がしてあって、いわゆる拒絶はされていないということがあったから、多分通っているわけですから。だから、そこにももしか問題があるんだったら、そういうふうに聞いてもらって、もう一回明確に答えてもらったらいと思いますけどね。だから、誰が行かれたかどうかというまでこちらはなくて、地元の立地合意に、あるいは立地、拒絶がないということがわかればそれでいいんだろうと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

- 10番（稲垣誠亮君） 質問で説明日時を僕はさっき聞いたんですけど。
- 市長（山仲善彰君） 説明日時まで。
- 10番（稲垣誠亮君） わかるはずですよ。
- 議長（矢野隆行君） 稲垣議員、立って質問して下さい。
- 10番（稲垣誠亮君） 説明日時はお答えいただけないんですか、聞いていますけど。
- 議長（矢野隆行君） 稲垣議員、質問は立ってもう一度して下さい。それと次と。
- 10番（稲垣誠亮君） 説明日時はどうしてお答えいただけないんですか。
- 議長（矢野隆行君） 山仲市長。
- 市長（山仲善彰君） 制度論で、もしかあれなかったら、検証していただいたらいいと思いますけど、基本的に応募者が提出した個別情報については開示しませんと言っているわけですよ。だから、今、この場では答えられない。それで、相手さんがオーケーだったら、多分答えられるかどうか、これ、制度としてプロポの場合でもそうであって、提出されたものの中でどうしても判断に必要なものについては公開しますが、そうでないものについては誰がいつ行動したかという、プライバシーに関わるので、本当です、だから、秘密にしている。私は全部オープンにしてもいいと思うけども。
- 10番（稲垣誠亮君） 説明会でしょう。
- 市長（山仲善彰君） 本当。だから、この場でもしか答えよと言われたら、今、制度的に無理だというんだったら、そういうこと。なぜ私がしゃべっているかというたら、私に全部通告を受けているからですよ。たとえ私が知らんことまで私に通告しているからであって。だから、これは預らせてもらって、まず制度として今後、野洲市はそういうものをどんどん出すようになった場合に向こうから提出される書類に対して相手さんの信頼性の問題があるから、出せるか出せないかがあります。
- それともう一つは、相手がそれに応じるかどうかという問題もあります。過去の個人の行動を言っているわけで。それよりはむしろ稲垣議員が地元の方から云々とおっしゃったんだから、稲垣議員が議員の資格として、誰々に聞いたら誰々が来て、そしてこういうことを言ったというのをを出していただいた方が話は早い。その方は責任を持って言っておられるわけですから。その方が誰かは言いませんよ。ただ、事業者が言ったことの全てを今、稲垣議員が接触された方が全て知っておられるかどうかですね。だから、それは地元自治会長なんですか。あるいは、学区長なんですか。あるいは、全ての住民にというのは求めていますよ。そんなもの、これは不可能だから。開発の同意でも全ての人にはできてい

ません、それは。だから、たまたま出会われたその学区の方がそれを知らないとか、あるいは誰々が来ていただけだということにもよって、この今の質問が構成されているとしたら、それは余りにも偏った質問になるんじゃないですか。

だから、もっと具体的にやらないといかにも疑惑がありそうなことばかり言っているけども、稲垣さんはいつ誰々に聞いて、名前まではいいけども、聞いたらいついつ来たけども、それは誰だったと言われていたと言われてたら、こちらはそうかそうでないかは言えると思いますけども、こちらから全部出せ出せって、それは無理な話だと思います、政策監が言われたように。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、申請の締め切りが6月25日の17時15分なんです。私が把握している限り、説明会は6月25日に行われているはずなんです。この点、答弁、締め切りはこれ、17時15分までに締め切りは間に合っているんですか間に合っていないんですか、どちらですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申請の時間が間に合うかどうかの質問については時間内に受け付けをしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。間に合ったということで、5時15分までに議事録を受領したということで理解いたしました。

では次、行きます。表記23は飛ばして、24に行きます。

解体されるとなると、一定期間デイサービスの提供に支障があると思います。現在多くの方が利用されていますが、介護老人福祉施設の工事期間中のデイサービスはどのように取り扱われるのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまお尋ねの件でございますが、市は介護老人福祉施設の公募の選定事業者を選定しており、当該工事期間中のデイサービスの事業の取り扱いについては、市が直接関するところではございませんが、先般、高齢福祉課の担当職員と御上会の職員、それからすみれ厚生会の職員と協議をした際、デイサービスセンターの事業に関しては、利用者に不便をかけないことを第一に考えており、現在臨時開設に係る適地がないか、市内全域を対象として検討しているという話がありました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

先ほど、ちょっと戻るんですが、その締め切りに関しては、応募書類の差し替えとかを経ずに正式なものが17時15分までに届いたということですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） はい、受け付けの方をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（矢野隆行君） 終了しましたので、ご苦労さまです。

次に、通告第2号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

まずはじめに、野洲市における農薬散布、ヘリ防除についての質問をします。

近代農業においては、農薬というのは省力化において非常に役に立ち、特に大規模農業や高齢者においては、農薬なくしては農業を継続していくことはなかなか難しいという認識であることが現状であります。しかしながら、農薬というのは毒物であり、危険物であります。もちろん環境や生態系、琵琶湖にも大きな影響を与えます。食品の残留農薬の問題はよく話題に上がりますが、しかしながら、私は農業の現場にいる中で一番危惧を感じるのは、散布者自身や近隣住民が直接農薬の被曝をすることです。確かに農業はビジネスでもあり、効率が求められますが、作業員や近隣住民に健康リスクを発生させるようなやり方には疑問を感じますし、行政としても監督責任があるのではと感じております。

現在の野洲市の農業振興計画においても、このあたりのコンプライアンスのことについてはほとんど明記がされていないように感じます。強いて言えば、農業に対する理解の推進や人と生態系に優しい農業の推進でしょうか。こういった振興計画の中で、やはり作業従事者や近隣住民の健康に配慮するということが同時に進めていくべきだと思いますし、特に無人ヘリ、ラジコンヘリによる空中散布は濃度も濃く、気温や風によるドリフト、これは一般的にいう飛散です、農薬飛散の危険性が強いことから、より慎重な運用が求められるところでもあります。

また、一般的にこの空中散布の飛散というのは、大体50メートル以下、20メートル

から50メートルの間で風とかの条件にもよるんですけども、起こると言われております。ちなみに、ヨーロッパではほ場被害へのリスクが大きい空中散布は基本的に禁止されているところが多いと聞いております。

そして、農薬の使用上の注意に記載されている25度以下の条件というのは、主に早朝で、実際に今、早朝に行われているわけですけども、熱帯夜でない早朝となると、恐らく窓をあけて寝ていらっしゃる方が多いのではないかと思います。そこに乳児とか小さいお子さんがいる中で、空中散布が行われるというのは、これは結構危険な状況だと言えると思います。すぐに目に見えた被害はないかもしれませんが、神経系に作用する農薬の場合などは後でアレルギーや精神障がいや、あと化学物質過敏症など、いろんな要因になるリスクがあると言われております。

また、ヘリでなくとも、私自身農作業中に別の農業者の農薬散布を被曝したこともありますし、日中通学路にも近いところでそういったことがありました。作業員は半袖でマスクもせず、当然作業員も被曝していることは考えられます。こうした事例は野洲市内外においてもたくさんあると考えられると思います。また、本来は慣行栽培、無農薬栽培に関わらず、多肥を控え、風通しをよくするなど、害虫や病気が根本的に発生しないような栽培方法を進めていくことが肝心だということは原則なんですけれども、それを踏まえて、野洲市における農薬使用の現状や指導についての質問をしたいと思います。

1つ目、野洲市における農政において農薬の適切な使用方法に関する啓発や指導というのはどのように行っておられるのか、質問いたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、田中議員の野洲における農政において農薬の適切な使用方法に関する啓発や指導は行っているのかと、こういったご質問でございます。

今のは質問を聞いて、あったんです。その中にこれ、根幹なんですけど、農薬、もう言うっておられることそのまま、食の安定供給及び、そして安全確保、このため、言うておられるように毒物ですから、これはきちっと守らなアカんと。それが農薬取締法という法律にあります。それを遵守するというのがもう大前提でございますので、その上で答えさせていただきます。

もしあれやったら、次の質問から取締法の中の不備を指摘されているのか機能を指摘されているのかということについて、もしあれば、それも含めてご質問いただければというふうに思います。

それを踏まえて、1点目のご質問でございます。

農薬の安全の適正な使用ということでございますが、これは当方において、国と県がその助言指導を務めると、そういう規定がございます。このことから、市におきましては、県が毎年作成されている農薬使用時の注意事項等を記載したチラシを県の依頼に基づいて農業組合長を通じて全農家に配布しているところでございます。また、水稲防除の実施にあたっては、各農業組合から防除の手段、防除責任者や防除実施者の安全確保についての計画書、これを出してもうていますので、そういった計画書にきちっと、今言われた、指摘された、そういったことが書いております。それを守るようにという前提でやっておられます。そういったことで、暴露等の事故防止というのに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今のお答えに関してなんですけれども、県と国が農薬に関する指導は担当するというので、市としては独自にそういったことを何か規定するような役割としてはないというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ないとは言っていない。まず、役割としては、国、県がまずあります。農薬とか何でもそうなんですけど、危険物とか、例えば、横の人が自動車ちょっと危ない運転しはるといってもそれは言わはるのほうじゃないですねという話です。

特にこういう危険物については、こういう法律をきちっと遵守していくというのはそれぞれの責任でございます。だから、この中の省令には使用者責任というものをきちっとうたっているところです。それが県やらを通じて、恐らく田中議員のところにも行っているはずですし、それをお互い、先ほどの隣の人にちょっとかかるとか、そういったことがあるのは想定できますので、使用者がいかに注意していくかという、そういう義務を持っているということでございます。それで、さらにそこでうちといたしましては、当然協力します。特に今言われたことは、どこまでかというのはわかりませんが、想定はされると。僕も想定はされると思いますので、啓発活動、そういったのに通知要請があればどうか、積極的にしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） では次、行きます。

農薬散布の際に居住地、近隣でのドリフト、飛散や作業員の被曝について野洲市としてはどのように認識をされておりますか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） こちらは一連の質問が農薬取締法に関する事で、そういった意味での認識になるわけですが、農薬の飛散を原因とするのが健康被害、先ほど言われたそういったことが生じないように、もう知っておられると思いますけど、住民への事前通知をしてはります。そういった中で、適正使用、適正管理等、そういったことを飛散防止対策の徹底を図って、安全確保を行うべきと。だから、要は法律の遵守ですね。その徹底というのは、一番大事なことでございますので、そういうふうに思っております。あわせて、その農業の持つ多面的機能とか水源涵養とか国土保全とか、そういった多面的機能も含めて、その農薬に対する住民の理解、あるいは安心をするための活動というのは僕は必要だと、そういう認識をしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 農薬の安全、法的な部分はよくわかったんですけども、例えば農林水産課なり、市民課かどうかわかりませんが、例えば近隣のそういった住民の方から、こういったヘリ防除に関する不安ですとかそういった内容での相談とか、そういったことは実態としてあるんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今まではありません。

以上です。

ちょっと追加でございます。

○議長（矢野隆行君） 追加で、どうぞ。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 住民の直接はありませんけど、報告として、JAから実際にはる人ですね、使用者。使用者としてしてはって、苦情が来たというのが年に数件あります。そのことは聞いております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 僕も実際にヘリ防除している当人から聞いた話では、苦情という



か、家の隣のところはやめてほしいというところがあったところを外してやっているという話は聞いたんですけれども、例えばそれを言って、何とかしてもらえるものやと思っていらっしやらない方ももしかしたら、泣き寝入りみたいなことが行われているとよくないなとも思いますし、そういった、言ったら何とかしてもらえるんやでみたいなことを周知することも1つできるのかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それは大変重要な話ですので、市の方へ言っていただいてもいいし、それはきちっと対応はできます。それで、例えば市長への手紙で、ちょっと違う話ですけど、農業とは違いますが、農薬散布についてのことはちょっと僕の知る範囲ではここ4、5年で2、3回あったと思います。そういったものも通じてやっていきますし、そういった公聴制度を利用していただくとか、その中で全体に広がって、それ自体が啓発行為になりますので、そういったことも含めて対応はすべきものと、そういうふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それは松の虫の防除とか、そういうやつですか、環境的な。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 市長への手紙のことです。

○9番（田中陽介君） 今おっしゃった。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今のは、園の例えば噴霧器とか、家庭でいうても、そういうものもありますけども、そういったものも含めてです。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。ありがとうございます。では、持続的にこうした市民の安全と農業の振興が同時に、これ、SDGsとかでもよく言われるんですけども、やっぱり同時に環境と経済が発展するような方向で指導していただけたらと思います。

じゃ、次に行きたいと思います。

じゃ、野洲市としてのSNSの活用についての質問をしたいと思います。

滋賀県はスマートフォンやパソコンの普及率が全国トップクラスでありまして、ほとんどの方が何らかの形でインターネットを利用しておられます。市の情報は観光、危機管理、いろんな発信をこうした端末にダイレクトに届けられる今のインターネットインフラは産業革命とも言われるほどであります。しかしながら、現在の野洲市の情報発信は広報紙と

ホームページといった一昔前の媒体がメインでありまして、SNSのようなメディアを活用できていないのではないかと感じております。

近年では、佐賀の武雄市が人口が4.8万人と野洲市と同程度の人口なんですけれども、フェイスブックを活用した発信で注目がされていまして。もちろん、SNSのアカウントをつくれればいいというわけではなくて、どういった媒体でどういった情報、素材を公開していくのがよいかなど、しっかり企画されたものでなくてはなりません。特に成果を上げられていない自治体も実際多いという話も聞きますが、このツールをどのように活用するかはまさに市としての手腕が問われるところではありますし、こうした媒体を扱い慣れている若い世代の職員さんたちにぜひ担当をしていただきたいなと思います。

他にも危機管理という点で、今、このSNSはすごく注目されていまして、これはこの前、京都府知事の話聞いたときにも、前知事ですけれども、SNSによって多くの府民の方とつながっておられた、それが災害時に一次情報の収集にすごく役に立ったと。現場には実際におられなかったんですけれども、海外からその現場の情報をもって、それを府に指示していたと。その府に入ってくる二次情報よりも早く一次情報が入っていたというようなこともあったようであります。もちろん、住民に危険な地域を見に行ってもらというのはなかなかそんなことはできませんが、やはり地域を一番理解している方がそのときの判断でされた、とられた一次情報というのをダイレクトに得られるというのは大変貴重なものだと思います。

実際、今回の台風の時でも、僕の友達なんかの、SNS上に上がっていたので、消防団の中でも情報共有をしたりとかいうこともありましたので、こういった一次情報の窓口として可能性が高いのではないかと思います。またそして、SNSは基本的には無料であることが多い。もちろん、人を置くということは、マンパワー、人的な資源は必要なんですけれども、これからの市政においてかなり有効活用したら効果が出るのではないかと思っております。

そこで、野洲市として、SNSの活用について質問いたします。

野洲市において、今までに市民との双方向の情報発信、共有の手段としてSNSを活用していったらどうかというような、そうした議論はありましたか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、田中議員のSNSの活用についてというご質問にお答えをいたします。

現在市が行っております手法において、市政情報の発信、あるいは共有が十分に図れているというふうに認識していることから、SNSの活用をしていくという前提での議論は行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 現在の広報の手段で十分に周知できているということなんですけれども、私、最近、野洲市の災害メールですか、何か避難所の開設とかが送られてくるやつに加入したので、送られてきたんですけれども、それは大体何人ぐらいが、これ、通告はしていないんですけども、加入されているかはわかりますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ちょっと今、資料を持ってございませんので、お答えができません。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 消防団のメンバーの中でさえもそういったものが確実にメールが来ているという人が実際少なかったんですね。だから、普通の一般市民の間でそういったものを持っておられる方がどれだけいるのかというのは、ちょっと私としては疑問ですし、そうした情報は防災無線等あるんですけれども、無線なので、音が聞こえなかった、雨とか雨風がばーっとなっていたら、音は聞こえませんね。そういうことはこういったリアルタイムの情報発信、逆に言うと、リアルタイムで情報発信ができる媒体というのは何かあるんですか、今おっしゃった十分に周知できるというところにおいて。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今は基本的にホームページの方にきのうの台風情報も掲載をさせていただいているというふうに思っておりますし、ちなみに、ホームページのアクセス数が7月1カ月で18万2,000件程度アクセスされております、1カ月で。そういった中でスマートフォン、タブレット等のアクセスもございますので、そちらから十分見にいただけているというふうに感じておりますし、まず自分の命を守るのにまず自らということで自ら情報を得ていただきたいというふうに考えておりますし、市としても、その情報の発信については十分に丁寧に正しい情報を発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） じゃ、2番目の質問は先ほどの回答と同じということですけど、SNSを活用していないことは今の状態で十分周知ができておるからということでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 本年の第1回の市議会の定例会におきまして、田中議員からの一般質問にもお答えをいたしました。市民の皆さんへの市政の情報の発信につきましては、「広報やす」への掲載、あるいはホームページでの情報発信（公開）、あるいは市議会への報告、あるいは市政記者クラブへの情報提供というふうに行っておりますし、情報の共有に関しましては、予算編成時などにおきまして、市民懇談会や市長と気軽に意見交換できる井戸端トークの開催、さらには市民の皆さんと市長が顔の見えるコミュニケーションを図りながら、まちづくりのアイデアや提案など、市政を生かす公聴制度、これは市長への手紙も含むんですけど、そういったことによりまして、情報も共有しております。そうしたことから、情報の発信、あるいは共有については十分図られているというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 認識はよくわかるんですけども、例えばここ、内閣官房のIT総合戦略室の防災・減災班が出しているこのデータでは、大体このデータによると、自治体数でいうと9,741の調査数のうち934の自治体がこうしたSNSを通じた防災活動をしているというようなデータがあり、割合というところだと53.6%、人口ベースでいうと81.5と、これはどこまで正しいかわからないんですけども、というような実態の中で、それは今後こういったツイッターやフェイスブック、そういったものを使った情報発信は必要ないというふうにお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今現在については、検討していないということですので、必要に応じて考えていきたいというふうには思っております。よりよい手法を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 私の父親、母親ももう60を過ぎた世代ですけれども、それでも2人とももうスマートフォンを使っておりますし、これから高齢化していく中でもそういったところにダイレクトに情報が行くというのは非常に有用な方法だと考えています。特に市がやっているいろんな市民の福祉に関するイベントもそうですし、いろんな会等をやっておられる、また市民活動においてもボランティアを含め、いいことをすごいやってはるねんけど、ほんまにそれが情報が欲しい人にちゃんと届いているかというのはちょっとわからないところもあって、だからその穴を埋めるというか、何か今までなかったものが今生まれてきているので、それにあわせて、やっぱりやっていく必要は一定あると思うんです。パンフレット等をつくるという紙媒体の予算と、例えばインターネットによるリスティング広告とか、その世代やターゲットを明確にできるという手法もありますし、その辺の何か費用対効果も含めて、これから市役所でもぜひ検討をしていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほどお答えいたしましたように、今現在、今ある仕組みで丁寧に十分情報を提供できているというふうに認識をしております。さらにまだフェイスブックを追加するということは職員の業務量もありますし、いろんなことがありますので、今後必要に応じて必要な手段をまださらにふやしていくのならば、ぜひ検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 必要なところにちゃんと行き渡っているという検証をこの前も僕がどれだけされているのかということを行ったと思う中で、そこまで何か具体的な検証は多分できてなかったように思うので、何かその根拠も、やっぱりどうなんだろうということもありますし、逆に言うと、そういったヒアリングをこれから行っていくということも1つかなと思いますし、そういう、今できているという前提に立つと、何も次が始まらないので、何かもしかしたらどうなのという感覚で常に取り組んでいただけたらと思います。

次に移ります。

次、3つ目です。危険なブロック塀の安全確保についての質問をいたします。

先日の6月18日の大阪北部地震を受けまして、日本全国で一斉にブロック塀の調査が行われました。その結果、数多くの危険と思われるブロック塀が確認され、それは学校や

公共施設だけではなく、一般の住宅にも及び、いつ来るかもしれない巨大地震の被害を少なくするためにも対策が急がれております。そのブロック塀に対し、いろんな対策を考えている中で、壊すであったり、生け垣に替える、そのものを強化していくなど、考えられております。ただ、多くのブロック塀を管理している団体や住宅ではその費用を捻出することが困難になる場合もございます。

そこで、自治体が補助金を出すという流れが広がっております。滋賀県でも草津市、守山市、湖南市において、補助金の仕組みがつけられたと。野洲市においても、私自身も住民から野洲市はどうするのかと、できれば補助してもらいたいけれども、ちょっと今、どうしていいかわからないというような形で声を聞いております。もちろん金額、どれぐらい補助できるのか、そういった制度設計は十分慎重にする必要はありますけれども、南海トラフ等のリスクがある中で、市民の安全を確保していくことは必要だと思います。

そこで、危険なブロック塀の安全確保についての質問をいたします。

1つ目、現在、野洲市内において、公共物ではないブロック塀で危険であると判断されている箇所を市としては把握しておられますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 田中議員の危険なブロック塀の安全確保についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

公共物でないブロック塀につきましては、緊急度が高い通学路に面するブロック塀につきまして、職員が目視によりまして調査をいたしております。これは国が示しておりますチェックリストというのがございますが、それに基づいてということになるんですが、その中で職員の方で確認ができる高さ2.2メートルを超えるブロック塀につきまして、10カ所あるということ把握しております。また、通学路以外では、市民の方からいただきました情報に基づきまして2カ所を把握しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

次に、ブロック塀の安全対策について市民はどこに相談すればいいのか、お答え下さい。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、2点目のご質問でございますが、ブロック塀の相談につきましては、本市の住宅課の窓口でも相談の方はお受けをしておりますが、国交省

のホームページ、また滋賀県のホームページ、それから本市のホームページの方で相談窓口の案内をさせていただいております。本市のホームページではブロック塀の、これは技術基準につきましては、建築基準法施行令に基づく工作物ということになりますので、建築基準法を所管いたします滋賀県の建築課及び甲賀土木事務所、その連絡先等につきまして、案内をさせていただいているところでございます。

なお、国の方では財団法人日本建築士会連合会、また一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、そして公益社団法人日本建築家協会に相談等の対応についての協力依頼をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 次、行きます。

先ほど、市内で合計12カ所把握しておられるということで、そういった、これ、今、3番は相談を受けているのであればとかいう話なんですけども、それによって、把握しておられる個人のものに対してどのようにアプローチしておられるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 把握している部分につきましては、必ずしも危険であるという判断がされたというものではございません。あくまでも国が点検のチェックポイントとして示しておられる中に該当するものということで、これは危険である可能性があるということでございます。正しくは専門家により安全点検を受けていただいて、そこで危険であるのか安全であるのかといった判断がなされるものということになりますので、アプローチということになりますと、これはそういった安全点検を受けていただくことを促していくことという形になろうかと思えます。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、建築基準法の所管でございます甲賀土木事務所の方と連携をさせていただきまして、今後そういった取り組みの方もしていかなければならないのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） そうです。専門家のチェックが要ることになると、当然予算というか、お金が発生してくることだと思うので、これは4番に移るんですけども、そういった予算も含めて、野洲市におけるこういったブロック塀の安全対策に関する補助金等についての制度設計というのは、現在始まっているのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、4点目の補助金制度の制度設計ということでお答えをさせていただきます。

現在、国の方でブロック塀に対します補助金の交付制度を検討されているという情報がございますので、その内容を確認いたしまして、国の制度を満たすような本市の制度を検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 次、5番に移るんですけども、その制度設計は大体時期はいつぐらいを目処に考えておられますか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 時期でございますけれども、今申し上げましたように、国の方の検討されておられるという情報につきましては、来年度の概算要求の中でそういったことが含まれているというふうな情報でございますので、そのままいきますと、新年度ということになるかと思えます。

○議長（矢野隆行君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 以上で質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） ご苦労さまです。

次に、通告第3号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） こんにちは。新誠会、第5番、坂口重良でございます。

去る7月6日の西日本豪雨で災害に見舞われました地域の皆さんにお見舞い申し上げます。また、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、昨日の21号台風でも被害が野洲市内でも発生しております。そこで、野洲市職員の災害時における非常時の出勤マニュアルにつきまして、何点か質問をいたしたいと思えます。

新聞によりますと、この7月6日の西日本の豪雨の際には滋賀県庁では始業時間までに出勤できた職員が4割にとどまっていたと、また午後5時の時点でも5割しか参集できなかったと県の人事部の発表がございました。前日にJR、京阪など、運休することが発表され、職員が自家用車で出勤、大規模な渋滞となったためとあり、また6月18日に発生した大阪府北部地震でも始業時間の8時半までに出勤できたのは53%、午後1時半時点では79%だったと発表をされております。

そこで、野洲市内では7月6日、それから6月18日、幸いに災害等の発生は聞いてお



りませんが、1番目の質問といたしまして、7月6日、6月18日の出勤状況に影響があったのか、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、坂口議員のご質問でございます、野洲市職員災害等における非常時出勤マニュアルはということの中の1点目でございます。7月6日、6月18日の出勤状況への影響についてということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

本市では、地震、水害、火災、その他の災害、または交通機関の運休等によりまして、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合には必要と認められる期間において、特別休暇の取得を承認することとしております。当日の特別休暇の取得率をそれぞれ算出しますと、両日とも1割程度でございましたので、いずれも災害も職員の出勤に対して一定の影響があったものと考えております。

ただし、業務に対する影響に関しましては、各所属でそれぞれがカバーし合いながら対応しておりますので、市民サービスへの影響はなかったものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。市民サービスに影響はなかったということで、大変心配しておりましたが、安心いたしました。

質問でございます。昨日の台風21号での出勤状況はどうだったのか、教えていただけますでしょうか。わかる範囲で結構でございます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、坂口議員の再質問でございますが、きのうの台風21号による出勤への影響ということでお尋ねでございますので、けさから集計をざっといたしましたところ、約5%程度の影響でございました。この人数につきましては、基本的に電車通勤をしている者ということで、カウントをさせていただいたところ、全体の5%にとどまったというところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

それでは、2番目の災害時にJRなど、公共交通機関の交通障害や道路の大渋滞などの非常時の出勤マニュアルはどうでございますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、2点目のご質問でございます。災害時、JRなどの交通機関の交通障害、道路の大渋滞などの非常時の出勤マニュアルについてということでお尋ねでございます。

職員の居住地で災害が発生した場合の出勤マニュアルの定めは特にございませんが、個々の状況に応じて各職員が適切に判断をして、出勤をするということになってございます。また、本市で災害が発生した場合や発生が予想されるときには、野洲市地域防災計画や水防計画において、災害の程度等に応じた職員の動員計画を定めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

昨日もそうでありましたが、昨日の場合、早い段階で公共交通、それから電車の運休等、把握ができていましたので、次の対応に余裕ができておりますし、また計画的に出勤計画等が作成できると思います。この場合、例えば防災に関してでも、宿泊等の指示というのはあるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） そういった場合の宿泊等の指示、マニュアルといいますが、そういったものはございません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） こういう計画的に出勤計画というのはできると思いますので、できれば指示をして、対応できる方、もしくはそれなりの指導者というか、そういう方にはできるだけ指示をいただいて、マニュアルの中に加えていただきますようお願いをいたしたいと思います。

それでは、3番目、職員の住居地に避難指示、また特別警報が出ている場合はどうなのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございます。

先ほどもお答えしましたとおり、各職員が適切に判断をして出勤することが原則となっております。ただし、職員の居住地で避難指示や特別警報が出ている場合には、職員自身の安全確保にも当然留意しなければなりませんので、個々の状況に応じて適宜判断するということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） それでは、3番目でございますが、実際に7月6日、それから6月18日に該当する職員さんは、やっぱりおられたんですか。その5%の中に含まれるわけですか。わかりましたら結構です。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 職員の中に避難指示特別警報が出ていた地域の職員はいたかということによろしいですか。

○5番（坂口重良君） はい。

○総務部長（小山日出夫君） これにつきましては、特に集計はしてございませんので、数としては認識をしてございません。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいま6月18日と申し上げましたが、これは地震でございますので、想定外だと思っておりますので、済みません、これだけは省いておいて下さい。お願いします。

それでは、4番の災害に対する担当者がどれだけ出勤できる想定になっているかを教えていただきたいと思えます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは4点目でございます。災害に対する担当者がどれだけ出勤できる想定になっているかとのことにつきましては、災害の種別や規模によりまして、動員体制がさまざま変わりますので、出勤者の数の想定は野洲市地域防災計画などでも明示はしてございません。

いずれにしましても、災害が発生した場合には、所定の配備体制の中で全職員が災害対応の担当者となる可能性があるということから、市民の安全安心を守るために職員それぞれ

れが危機管理意識をより一層高めまして、迅速な対応に努める必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 例えば出勤者が少ない人数であった場合、優先的に取り組むことは決まっているわけですか。防災計画の中で出勤者が少ない人数であったとき、できない場合がありますね。その場合、例えば優先的にこれとこれはやらなあかんでということが決まっているのでしょうか、最低。

○議長（矢野隆行君） 危機管理部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、災害時に起きたときに、優先的にする業務は決まっているのかどうかということでございますけれども、地域防災計画の中で、例えば地震の場合、震度4が発生した場合とか震度5弱が発生した場合というものにつきましては、さまざまな体制がございまして、それに基づいて業務を行っていくということとなっております、その規模に基づいて。それですので、例えば職員の出勤が比較的に少ない場合であっても横断的に体制をとるという対応となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまの出勤のあれなんです、想定に対して出勤の基準というのは明確化されているわけですか。例えば、地震の場合、今回みたいに台風の場合、それから水害の場合とか、そういうそれぞれの想定が違うのか、基準化されているのか、教えていただきたいです。

○議長（矢野隆行君） 危機管理部長。

○市民部長（田中千晴君） 人数の想定というか、人数は決まっておりません。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員、どうぞ。

○5番（坂口重良君） 人数の明確化というのは100%出勤されているという状況の中での想定ですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） そういった事態に直面したときに、出勤した職員が想定より少なかったというような場合の対応でございますが、これは先ほど危機管理監の方からも答弁させていただいたとおり、これは全庁的な、野洲市の職員となりましたら、当然野

洲市の市民の皆さんの生命と財産、これは守る必要はございますので、市の職員の責務として、これは責任を持って横断的に、今いる職員の中で業務が滞らない範囲の中で初期対応にあたっていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

それでは、最後の5番目の質問をさせていただきます。

市の職員さんはこういう事態に対して、徒歩、または自転車出勤できる地元在住者、または地元採用という考え方はございますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、5点目のご質問でございます。

地元在住者の採用の考え方についてということでございます。職員採用試験の受験資格としまして、市内に在住していることや採用後は市内に居住することというような、こういった要件を設けるということは、当該職員の将来的な居住地選択の自由を制限するということにつながりかねないことから、居住地を要件とした職員採用を行う考えはございません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 例えば、市内のどこどこで災害が発生しているといったときにすぐ直行するということは、やはり地元の職員さんが有利だと思っております。そこで、地図を広げて、ここやああやと言っている時間もないかもわかりませんので、できるだけ迅速な処理ができるように地元採用をしていただけたらなと思っております。

そこで、もう一つ質問させていただきます。再質でございますが、今現在、市内、市外の職員さんの割合というのはわかりますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

職員の居住地の割合ということでお尋ねでございますので、まず市内在住者につきましては227名、市外で県内の居住職員につきましては223名、市外でなおかつ県外の職員につきましては19名でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまお聞きしましたら、市内、市外、約同数ぐらいということでございます。災害時は各自治会に派遣していただいても、例えば職員さん3人だと思っても約二百四、五十名ということでございますので、これで市内の方が大体網羅できる227ということでございますので、大体職員さんの初期始動が受けられるというふうに考えると、少し安心しております。

また、昨日は職員の皆さんには本当に台風の中、尽力いただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

一部訂正いたします。先ほど本職から危機管理部長と申し上げたところ、市民部長に訂正させていただきます。

暫時休憩いたします。

再開を2時30分といたします。

（午後2時18分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） それでは、大きく3点にわたって質問をいたします。

記録的な酷暑での対策と避難所になる学校体育館の環境改善について質問をいたします。

熱中症で校外学習で死亡、熱中症で救急搬送増大、高齢者が室内で熱中症で死亡、屋外でのスポーツ禁止など、通常では考えられない異常な事態となっています。30年に1度とか50年に1度と言われるような豪雨が数年に1度の事態になっています。日本全国で最高気温も40度を超す地域がふえてきました。今年だけなのか来年も同じ状況なのか、予想はできませんが、地域全体が異常な事態になっています。

学童保育では7月21日からの夏休み、一日中保育をされており、いろんなルールを決め、事故が起こらないような対応がされました。しかし、部屋はクーラーが入っており、何とか過ごせておりましたが、午後は日陰でも40度を超える、外遊びも涼しいときにされているとか、いろいろ工夫をされていました。しかし、学校の体育の授業は室内にするわけにもいかず、さらに小学校の体育館は避難所にもなっており、被災地では暑さ寒さ対

策が問題になっております。お盆過ぎから朝夕は涼しくなり、日中も30度ぐらいであります。以前のような異常な状況は軽減されているが、しかし今日もまだまだ本当に残暑厳しい状況となっております。

そこで、以下の点を質問いたします。まず、第1点目、小学校の体育館に業務用ミストファンやクールファンなどの設置が必要ではないかと思ひまして、質問をいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、野並議員の記録的な酷暑での対策と避難所になる学校体育館の環境改善をの質問の1点目、小学校の体育館に業務用ミストファン、クールファンなど、設置が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

まず、体育館ですけれども、これは学校施設であるということを前提にお答えします。小学校の体育の授業の動きを言いますと、気温が高くなります6月上旬から7月中旬まで主にプールを使った水泳の授業が行われます。2学期に入りますと、体育の授業は運動場などを使いまして、運動会の練習が中心になります。残暑で気温の高い日もありますので、こういった場合には外にテントを張って水筒をそこに置いて水分補給をするというようなことですか、小まめな休憩をとるといような指導がなされています。

また、本市は全ての学校の普通教室や多目的ホールなどにエアコンを整備しましたので、状況に応じて空調のきいた部屋を利用した体育の授業を行うなど、児童の体調管理に注意を払いながら、各学校が臨機応変に対応しているところでございます。したがって、現時点では特に授業に支障がありませんので、ご提案いただいた設備の導入の予定はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 授業はそういう形で工夫はされているということはわかります。それでも、やはり学童保育の方々は夏休み期間中、本当に教室の中で工夫はされていますけれども、指導員の方にとったら、子どもがストレスをためていないだろうかということで、すごく、やっぱり体の動かせない特に男の子、もう走り回るのが大好きという、そういう男の子に対して、本当に何とかしのいだというて言っておられました。だから、やはり体育館のこういったミストファンとかクールファンというのは、リースででも夏場だけ、設置をするとかいうふうなことが必要ではないかというふうに思います。

体育館ということで、教育的なことをおっしゃいましたが、きのうの昼間の台風という

ことで、早くから避難勧告が出たりとか事前に避難をされている、そういう画像がテレビが映ってしまして、大型の扇風機が回っていました。ですから、やっぱりそういう意味では対応をされているんやなというふうに思いました。小さなところの部屋で避難をされているところにおいては、クーラーが入っているんやろうと思いますけども、そういった体育館を避難所にされているようなところではそういうふうなことが行われていましたので、やはり来年もまだまだこの温暖化は続いて、今年限りの異常な天気ではないということもテレビでも言っていますので、やはりこれは検討課題、夏場のリースだけでもの対応なんかも考えなければならない時代となっているのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 避難所の件ですけれども、避難所と申しますと、平時ではなくて、非常時ということもありますし、そういった場合には地域防災計画に基づいた中での一時的な利用になります。学校はそういう意味では、避難所が解除されれば速やかにまた学校施設に戻るということになりますので、本来の形に戻すと。その中で必要かどうかということを考えていかなければならないというふうに考えています。

それと、学童の話ですけれども、確かにリースとかいう方法もあるんでしょうけれども、そこは学童の建物自体が空調がきいていますし、その辺を工夫していただければなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 多分これは次の問題として出てくるのではないかなというふうに思います。

次に、年次計画で学校体育館にエアコンの設置が必要ではないかと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、野並議員の2点目の年次計画で学校体育館にエアコンの設置が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

体育の授業におけます児童・生徒の体調管理などについては、先ほど申しましたけれども、小学校もそうですし、中学校とも状況に合わせて適切な対応が行われておりますので、体育館にエアコンを設置しなくても、特に支障はないというふうに考えております。特に中学校では夏休み期間中も体育館を使った部活動を行いますけれども、各学校には大型送



風機などを配置しております、これを活用して、体育館内に熱がこもらないように対策を講じているところをごさいます、また顧問の教員の方には小まめな休息、水分補給の指導や監視、あるいは生徒自身の体調管理を行うことで支障なく部活動も取り組まれているところをごさいます、こういったことから体育館のエアコン設置について現時点では年次計画に盛り込む予定はないということをごさいます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 和田の旧児童館のホールに行きましたら、あそこに大型のエアコンが5台設置されておりました。冷房だけでなく、暖房も。今、保護者同伴で利用が可能ということで子どもたちやらも来ておられます、夏休みやら。これまで小学校のこの体育館にエアコンというのは、皆さん、ぜいたくやというふうに思っておられるのかもしれませんが、この小学校の教室にエアコンというのが本当に今まだ50%ぐらいしかどこともできていないとかいうことで、今年大騒ぎになっていますね、この7月でエアコンをとにかく前倒しででもとか栗東でも何かまだ10月ぐらいしかエアコンが設置できないとか、そんな状況です。

しかし、野洲では本当に子どもの環境をよくするためということで、1999年に私も質問させてもらたんですけども、あの当時、三上小には大規模改修でクーラーが保健室、図書室、職員室、校長室、用務員室、コンピューター室に設置されていたんです。他のところはいったいどうするんやと、三上小に合わすべきやという質問をしたときに、その年中に野洲と祇王は行くと。北野と中学校は年次計画で順番に設置をしていくということやったんです。その後、職員室にクーラーが入っているのに、教室にないということはどういうこっちゃと。子どもがかわいそうやないかというふうな声はずっと起こりまして、今、野洲の場合には全部の教室にクーラーが設置されております。これは本当に野洲として先見の明があったというふうに私は思うんです。だから、今、体育館にエアコンというのは必要ないというふうなことをおっしゃいますけども、本当に地球温暖化の中においては、そういう一遍には付かない、だから年次計画でこの体育館にエアコンを付けていくべきだというふうに思いますが、そういうお考えは本当にこれからも将来も全くありませんか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） これから先もと言われるとなかなか難しいですけれども、まず体育の授業ですけれども、体育館でなければならないというものではなくて、これは柔軟

な授業の対応ができるというのが1つあると思っております。それと、全国的なことを言いますと、さっき野並議員は50%とおっしゃったけども、これは普通教室を対象にした数字でございまして、じゃ、体育館に全国でどれぐらい付いているのかというふうに考えますと1.2%、滋賀県でいいますと、これは実質ゼロなんですね。ほとんど全国的にも体育館に空調が付いているところは今ないので、それはそういった対応ができるということが前提だというふうに私は思っております。

それと、今、議員の方から照会していただきましたけれども、平成22年度に、この年も結構かなり猛暑でして、そのときに本市では空調機器の整備計画というのを設けまして、年次的にやっていくと。これは短期間です。22年から24年度にかけて、全ての小学校、中学校に普通科教室、それと使用頻度の高い利用稼働率の高い教室、こういったものにきちっと全部配備したと、配置したと、整備したということですので、必要なものは必要なときにきちっと整備しております。ただ、体育館については現時点では計画に盛り込む予定はないと、現時点ではそういうふうに考えておるところでございします。

以上でございします。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次の、やっぱり課題になってくると私は思います。冷暖房のきくという、体育館は本当に冬は寒いような状況ですので。ですから、そういう意味においても、私は次の時代、この温暖化が進む中においては、野洲の課題としたら体育館にというのも出てくる課題であろうかと思しますので、ぜひとも検討をしていただきたい。一遍に付くとは思いません。5年、10年、かかっても順番にでもというふうな形が必要ではないかと思ひます。

次に移ります。

全国一斉学力テストは、教育とは無縁であり、廃止すべきということで質問をさせていただきます。

学力テストは1961年に行われましたが、成績の悪い子を休ますとか先生が子どもに答えを教えるなど、教育とは無縁の実態が広がり、4年で中止されました。それが2007年4月、34年ぶりに復活をしました。犬山市は不参加、私立学校の4割は不参加でした。

この学力テスト問題では何度も質問をしております。一番初めに、34年ぶりに実施されるという、その1年前、2007年の3月議会で、11年前ですね、大堀義治教育長に

質問いたしました。66億円もかけて行い、データは小学生はベネッセコーポレーションに、中学生はNTTに送り、集計してもらうことにより、情報は漏えいする危険がある、既に東京で実施されている学力テストが学校ごとに平均点が公表され、優秀な学校には予算を多い目に付けるというようなこともあり、1週間前に授業時間を削って、模擬試験や過去の問題のテストなどを行っている、また、経済格差が学力格差にもなりかねないため参加すべきでないという質問いたしました。しかし、答弁は参加するということでした。

次に、2008年の3月議会で、大堀教育長に全国一斉学力テストについて、犬山市の教育委員会からは「全国の学校間競争になる。また、義務教育は子どもの権利保障の仕組みであり、学校と教育委員会が自主的に担うべきで、国の役割は援助」という声があり、教育委員の5人の採決の結果、3人の反対で2年目も不参加を決めました。野洲市でも不参加をと求めましたが、学校間の平均点の公表はしない、結果を生かすということでこれもまた参加をとという答弁でした。

次に、2009年3月、南出儀一郎教育長に質問をいたしました。学力世界一と言われるフィンランドでは、5%の子どもの抽出のテストで地域、学校の計画はわかるとされている、学力テストは子どもや教師もストレスが増大する、参加すべきでないという質問しましたが、学力テストを個人に返したり、学校で分析したり、学校で学力向上対策を立てていくことが大事になると、これもまた参加を表明されました。

次に、2014年3月、4年前ですが、川端敏男教育長に質問いたしました。導入したイギリスでは廃止の声も出され、ウェールズでは廃止が決まりました。競争的な学力テストは行われ、不登校からニートという状況が広がっています。全国一斉学力テストそのものを廃止すべきでないかと質問しましたが、廃止すべきでないというような答弁でございました。

そして、今回、西村健教育長にこの全国一斉学力テストについてお尋ねをいたします。学力テストの結果を受けて、大阪市の市長が学力を向上させた教師にはボーナスを出すなどすればとの発言がありました。滋賀県も低いという結果を受けて、県議会の文教警察常任委員会で小中学校の全教科で平均回答率が5年連続全国平均を下回った、滋賀の教育非常事態宣言を出してもいいのではないかと、プロジェクトチームを立ち上げてはどうかとか、大阪市が学力テストの結果で教員を人事評価するということもあり、県教委や市や町も真剣に考えてもらわなあかんなどの発言があったことが新聞で報道されています。

全国平均より上げるために過去の問題や類似問題を繰り返し行っている学校や、また春

休みの宿題を過去の問題をやらせたり、点数を上げることが至上命令になっています。子どもたちから学ぶ喜びを奪う弊害が大きくなっています。また、確かな学力を付けるために教師が創意工夫した授業を行い、子どもの学力を豊かにし、じっくり考えたり、話し合ったり、学んだことを自分の生き方や地域の現状と結び付け、またその子の個性を伸ばしてやり、たくましく生きていく力にしていくのが学習ではないでしょうか。

そこで、西村教育長の教育、学力、学習についての認識をお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、野並議員の全国一斉学力テスト、正式名は全国学力学習状況調査というふうな名前でございますが、それは教育とは無縁であり、廃止すべきというご質問の1番目、私の教育、学力、学習についての認識について、お答えしたいと思います。

私は変化の激しいこれからの時代、またAIと言われる人工知能が飛躍的に登場してくる時代に人間にしかできない創造力や優しさ、思いやりなどを持ち、たくましく生き抜いていくための力としての学力が大切であると考えております。そのためには、新しい学習指導要領にもありますように、学校では主体的、対話的で深い学びという視点に立った授業を行うことが求められております。これは学ぶことに興味や関心を持ち、子ども同士はもちろん教員や地域の人々との対話を通して自分の考えを広げたり、学んだ知識を活用して深く理解したりするようになる学びのことでございます。このような学びを実現するために、いわゆる講義形式の授業からお互いに自分の考えを述べあったり、深め合ったりする授業に変えていけるよう、現在も各学校を指導しておりますし、これからも一層そういう形を進めていきたいというふうに考えております。

そうして、野洲の子どもたちが学校で質の高い学びを実現し、これからの激動の社会を生きていくための資質、能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、教育委員会として支援していくことが大切であると考えております。

以上をもって、回答とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、西村教育長が言われたことは本当にそのとおりだと私も思います。この全国一斉学力テストというのは課題も明らかになっておりますので、やはりわかる授業をするための授業の準備、そういうところに本当に時間を割いていくべきだというふうに思います。現場におられた教育長はすごくその実感を感じておられるのではな

いかと思うんですが、ちょっと見解を述べていただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 確かに、今お話しになったように、子どもたちにとってわかる授業、先生の講義で一方的にずっとされる大学の講義みたいな形では子どもたちは気持ちも入りません。学ぶ意欲も湧いてきませんので、いかに子どもたちを引き付けるか、あるいは学力の非常にしんどい子どもが45分間は無理でもそのうちの10分間だけでも顔を上げて目を輝かせて聞けるような、そういう授業を仕組んでいくというか、そういうための準備というのは本当に大切であるというふうに考えております。

そういう意味では、この夏にICTのいろんな機器を導入しまして、早速そういう機器を皆さんに使っていただいておりますので、そういう中でも輝く授業がどんどん実現できているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この学力テストは県にデータとして上げることになっていますね。野洲も上げておられると思うんですけども、各学校1クラスの採点ということになっております。自治体によって、県の調査ではしていないところもありまして、小学校で40校で18.2%が提出していない、中学校で19校19.2%が提出されていないということになっております。野洲は小学校6クラス、中学校3クラスのデータを県に送っておられるんですけども、この採点をするためにどのぐらいの時間がかかっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） このテストは、毎年4月の半ばに全国の小学校6年生と中学校3年生がほぼ全員受けるという調査ですけども、その結果が昨年度までは9月の末に送られてくるというふうな状況でした。ですから、県教委が当初は全員分のコピーをとって、学校で採点をして、それをもとに校内で分析をなさいというふうな指示がありました。

全員分というのは非常に大変で、ほぼ管理職とフリーの先生がやっております、担任は、やっぱり負担が大きいですから、管理職を中心にやっております。1クラスですが、そういう採点時間というのは、あんまりちょっとわからないんですが、横断的に1番だったら1番をだけざーっと見たりとかやっておりました。私も野洲小学校のときに採点をしていたんですが、難しいのはB問題、文章題で答えるというのはこれは非常に難しく、相

当時間をかけていました。1枚に5分ぐらいはかかったのではないかなというふうに思うんですけども、それを130名ぐらいおりましたので、それだけ分回答するというのは非常に時間を要したのは覚えています。

それが今年度から1クラスになったということですので、負担としては大幅減というふうになったと思うんですけども、それでも、やっぱり採点をする、人によって微妙に点数が違いますので、平均点の全国の1、2点なんかはすぐが変わってしまうということがありまして、今、結構、学校が出していないというのをお聞きしたんですけども、基本的に県教委から出しなさいと言われていたので、野洲市も出していたんですけども、そういう学校があるのなら、野洲市ももう出さないようにしておけたらというふうには思っていますけども、それは来年度また検討したいと思いますが。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうです。5月25日までに県にデータを上げるようにということでやっておられます。大津では未提出、採点未実施というのが全部なんです。小学校で37校、中学校で18校、だから1クラスのデータもとにかくゼロです。出しておられません。だから、そういうところも県下の中ではあります。ですから、本当に先生の負担が大きいということで、こういうところに時間を費やして点数を出して、全県的に出して、1点、2点で野洲が高いか低いかなというふうな、そういうふうなところ辺はもう本当にやるべきでないというふうに思います。特出的には大津がそういう状況で、あとは若干削っているところとかいうふうなところもありますけども、ぜひ野洲でも検討していただきたい内容であると思います。

この前いただきました。分析をされていますね。この分析をされている中で、全体的な集計は秋ぐらいに業者に発注しているので、返ってくるというふうに思うんですけども、そういった全体的なものは出てくるけども、あと半年ぐらいでそれをどうかできるかというふうな、そんなものではないと思います。5年生でやるんやったら、1年生から、やっぱり積み上げで5年生に来ているんですから、こんな毎年毎年じゃなくて、5年に1度ぐらいでもいいのと違うとか、全児童・生徒でなくても抽出の調査で傾向はわかるのではないかなというふうに思うんですが、教育長、どういうお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市の教育委員会事務局にもそういう統計データを学んだ専門員がおりまして、その話から聞きますと、もう何%というか、本当に一握りで大体全国の

傾向はわかるということは聞いております。ただ、全国的な調査ですので、協力依頼がありますので、本市としてはやっております。とりあえず、今のことについてはそこまでよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いや、もっと5年に一遍ぐらいにしたらいいの違うかという、具体的に。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そもそも全国学力学習状況調査というのは、今、マスコミで多く言われていますテストの点数だけがいろんな新聞とかにいろいろ出てくるんですが、もう一つ学習状況調査というのがあわせて行われています。子どもに質問用紙というのを配って、30分ぐらいかけて、「毎日何分ぐらい勉強していますか」とか、それから報告にもありましたけど、「読書時間は何分ですか」とか、こういう子どもたちの学習実態、生活実態がわかる調査があわせて行われていますので、そういう実態をしっかりと把握するという意味ではいい機会かなというふうに捉えておりますので、5年に1回というふうになりますと、なかなか厳しいと思いますし、毎年の子どもの傾向というのは学年によって少しずつ違いますので、そういう意味ではこれを活用したいというふうには思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この分析結果を読みますと、ここ数年、同じような状況だったというふうなことが書いてあるんですけども、テレビとかDVD、ゲーム、インターネットとか読書とかいろんな、これが数年変わらない傾向であるということが書いてありますので、こういう部分に関しては、毎年調査をしなくても、本当に家庭学習とかをどういうふうに進めていくのかとか、もっとそういうところの部分に力を入れていくということの方がいいのではないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市が一番今課題としておりますのは、子どもたちのスマホとかゲームとか、こういう部分なんですね。先ほど田中議員のご質問の中にもありましたけども、滋賀県というのは全国でいいますと、3番目ぐらいにスマホの所有率が高い県でございます。それだけじゃなくて、ゲームとか、いろんなものが豊かというか、そういうも

のをたくさん持っておられるのが滋賀県のそれぞれの家庭かな。そういう中で、特にスマホとかゲーム関係に子どもたちが流されてしまっているという部分があります。

そういうなのを大きな壁といいますか、そこにいかに切り込んでいくかということを経年それぞれの学校ではいろんな工夫をして、次々と新しい打開策というのか、対策をとっております。例えば、スマホの危険性を実際にNTTとか、それからSNSの会社から本社から来てもうて、子どもたちと保護者と一緒に研修をしたりするのを今までは中学生が中心でしたけど、今、小学校の4年生ぐらいまで学年を下げた行ったりとかいうふうな工夫もやるようになりました。

それから、一方で家庭学習ですが、子どもたちに自主学習ノートという教科とは関係なしのノートを配って、それに漢字とか、あるいは中学校でいいますと、英語の単語とか今日習った板書をもう一度復習するとか、いろんな勉強の仕方を各学校ごとに家庭学習の仕方というプリントをつくって指導するとか、あるいはその書いた自主学習ノートの表彰をしたり、あるいはそれを他の子どもたちに紹介をしたりとか展示をしたりとか、いろんな工夫を毎年新たにやって次々と、学力といいますか、家庭学習をふやしていく工夫をしています。そういうふうな意味ではいろんな努力、毎年新しい努力をしつつありますので、そういうようなところにも活用するというか、対応をしているという状況でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次の問題に行きます。

全国一斉学力テストというのは、私はもう廃止すべきだというふうに思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この点に関しましては、先ほど申しましたように、2つの目的があります。1つは子どもたちの学力実態を把握して、学校の授業とか学習指導に返していくというのが大きな狙いの1つ目です。もう一つは、子どもたちの学習実態を把握した上でそれを教育施策に反映するという、これが2つ目の目的だったんですけども、今、世の中ほとんどがこの2つ目の目的の方がほぼ忘れられていっているというか、なかなか財政的には厳しい部分もあって、文科省が人もお金も出さないという中で学校で工夫しなさいというふうになっていますが、本来はこちらの方をしっかりとやるべきであるのかというふうに思っております。そういう部分は国政の部分で頑張っただけたらというふうに思っておりますので、私たち教育委員会としましては、こういう実態やということを県



教委とか、あるいは県教委を通じて国の方に要望するというふうな方向で進めていけたらというふうに思っております。

また、スマホとかの関係につきましても、日本は野放しというふうに言っているかなというふうに思うんですけども、普通先進国ではこういう危険といえますか、こういうものにつきましても、子どもが持つ場合は最初からブレーキをかけるというのは当たり前なんですね。つい最近、ゲーム機で保護者が何かかけられるような宣伝が載っていましたが、京都のゲーム会社で載っていましたが、CMでありましたが、逆ですね。本来はブレーキをかけておいて、それを解除するという方向で大人が使うんやったら問題ないと思うんですけども、その部分が本末転倒になっているのかなというふうに思っております。そういう意味では、国としてそういう規制をかけるということが一番大きな、教育の私たちにとったら大きな要望というのか、そういうことをお願いしたいなというふうに思っております。そんなことの要望をしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に50億、60億もお金をかけるのであるならば、少人数学級とか30人学級とか、本当に一人ひとりの子どもたちに寄り添えるような、そういうところにお金を使っていくべきだというふうに思います。

学力で、点数だけで1点、2点のそんなんで子どもも教師も競争せんならんというのは本当に私は間違っているという、これは教育というのは教え、育むというのが教育ですから、こういうところとは全く無縁というふうに思います。

いろんな意味でものづくりとか、いろんな形で本当に日本の国民、世界に誇るようなものを持っていますし、今年の高校野球でも準優勝したあの学校なんか本当にみんなが感動しましたし、大リーグでも日本選手が活躍しているとか、そういう意味で点数だけでははかれない、本当にいいものを持っていると思いますので、こういうところをもっともっと本当に伸ばしていける、そういうふうな意味では一斉テストというのは廃止すべきだというふうに思います。

もう国全体のパーセントやらは出ているんですから、2つ目の状況調査なんていうのは野洲市でやろうと思ったらできますのでね。野洲市でやって、国がどんな平均かというのをあわせていいだけの話で、学力のところはもうここやめてしまって、本当に野洲はもう参加をしないという、決定すればできるわけですからね。野洲市がもう参加しませんと

いうふうな形で決定すればできると思いますので、やはりその道を私は歩いていくべきだ  
というふうに思いますが。最後にどうぞ。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しましたように、いろんな材料に使えるということで、  
私はこの調査は廃止すべきではないというふうに考えております。それを活用して、国、  
県に対して要望していくという方法をとりたいというふうに思っております。

野並議員が言われたように、1点、2点ということは、本市では余り点数を上げること  
にはほとんど厳しく指導も何もしておりませんし、そのための事前学習も一切行っており  
ませんので、そういう中で、1つの機会としてこの調査を取り上げているということでご  
ざいます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今年自治会の夏祭りに行ったら、私ぐらいの年齢の男性から滋  
賀県の教育はほんまに低い、教師、何しとんやというふうな、私、論争になったんですよ。  
教師の責任と違うということで本当に説得をしました。それで、野洲はどないなってるの  
やというふうな、そういうふうな、やっぱり参加をして、点数を出てきたら公表されます  
から、各学校の公表はなくても、そういう意味ではそういう点数にさらされる、教師のそ  
れがまた何しとんやというふうな、そういうふうなことになりますので、生かすんやっ  
たらもっと違うやり方もあるのではないかというふうにも思いますので、言っておきます。

次、空き家対策について質問をいたします。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、27年5月から  
全面施行がされました。市町村が空き家への調査や対策や除去、修繕の助言、または指導、  
勧告、命令が可能になり、強制執行が可能になりました。野洲市も条例を整備し、平成2  
9年から自治会からの情報により、管理不全の空き家の撤去について管理者と話し合いを  
行い、撤去作業が行われています。また、使用可能な空き家も存在しています。

そこでお尋ねいたします。第1点目、現在野洲市において管理不全の空き家は何件で、  
使用可能な空き家は何件あるのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 野並議員の空き家対策についての1点目のご質問にお答  
えをいたします。

現在、管理不全な空き家につきましては23件でございます。

なお、使用可能な空き家につきましては把握しておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、管理不全の空き家23件ということでしたが、これに対して助言、指導、勧告、命令、行政代執行は何件されたのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問でございますが、管理不全の空き家のうち特定空き家に認定したものが4件ございまして、その4件全てに指導を行っております。また、そのうち2件につきまして勧告を行っております。命令及び代執行につきましては現在はございません。

なお、特定空き家に認定をしております4件のうち2件につきましては、除去等危険な状態の解除ができましたことから、解決しているということで現在特定空き家は2件ということになってございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 23件のうち特定空き家が4件で、今、2件ということは、19件はどういう状況なんですか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 管理がなされていない空き家ではございますけれども、たちまち周囲に危険を及ぼすような状況ではないということで、そういう状況になってまいりますと、こちらの方の職員が立入調査をさせていただいた上で、特定空き家に認定するかどうかという判断をさせていただいております。その境目が今申し上げた数字になります。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この3点目の空き家を更地にすると固定資産税がはね上がることになって、解体に対して消極的になってしまいます。平成28年に特定空き家等については、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外するということになりました。また、売却しても譲渡所得3,000万円の特別控除が適用されるようになりました。このことによって、市街地での特定空き家等の解体が進むのではないかと考えます。また、耐震性が

あるそのような住宅は解体せずに譲渡をしても特例の控除が適用されるということになっておりますが、野洲市でこういったことが適用されたのか存在しているのか、答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目のご質問でございます。空き家の譲渡所得に係る特別控除につきましては、28年4月より制度が始まっているところでございます。本市では28年度に2件、29年度に1件、30年度は現時点で1件の申請がございました。これらにつきましては、全て家屋を解体し、そして更地にしたものについての申請でございます。解体せずに譲渡した案件はございません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 4点目の市街化調整区域における住宅の建設は条件が厳しいですね。特定空き家等は更地にして売却すれば、住宅の建設が可能であると聞きます。売却できるまで固定資産税はかなり上がることとなりますので、管理不全の空き家の解体を促進していくためには何らかの対応が求められるのではないかと思います。質問をいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 4点目のご質問でございます。

市街化調整区域におけます住宅の建設でございますが、都市計画法の規制によりまして、困難な場合がございます。住宅を解体し、更地にした場合、さっきの答弁のとおり、固定資産税で住宅用地の特例が適用されなくなるということがございます。このことから、空き家の解体を促進していくために、解体後の土地に住宅を建築できるように都市計画法に基づきます開発許可等の基準に関する条例の改正、また更地の期間に係る固定資産税の住宅用地の特例の適用について検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いろんな形で特定空き家そのものはあと2件残っているということですので、そういうのがあれば、ちょっと弾みになるのではないかというふうにも思いますので、ぜひ広げていただきたいというふうに思います。

5点目として、良質な空き家は利活用できる仕組みが必要であると思います。限られた

市街地の中で新築は無理でも良質な中古住宅なら購入者が存在していると思います。また、敷地の広い空き家でデイサービスなどの事業をしてほしいという声もあります。国交省の調査では昨年11月の時点で、自治体で空き家バンクを設置しているのは4割の763自治体、準備中が2割の276自治体となっております。野洲市ではどのように今検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目の空き家バンクについてのご質問でございます。

県内では湖東、湖北地域で多く取り組まれている事例がございますが、湖南地域では民間の不動産業者等によります企業活動が健全に、また比較的活発に行われていますことから、民間の企業活動に委ねたいというふうに考えております。

なお、本市では地域住民の生活環境の保全や市民の安心安全のために当面の間は危険な空き家等に対しましての措置を重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 野洲市は昨年8月に空家対策協議会というのが立ち上げられて、特定空き家についての管理不全情報に基づいていろいろ対策がされておまして、4件のうち1件が除去されたというところでは地域の方からも喜ばれております。

国では、良質住宅のストック形成のための市場環境整備促進事業というのが行われておまして、平成29年度で10億円ぐらいの予算、30年度で13億円ぐらいの予算ということになっておまして、上質な空き家をリフォームし、適正に評価され、市場に出回るようにしていくことが提案をされています。良質な空き家というのを放置しておくとも管理不全の空き家になり、除去という形になってしまいます。けど、除去にいくまで、特定の空き家、あかんという、そこまでさっき言われたように19件に関しては管理不全というても19件は周囲への影響があんまりないということをおっしゃったんですけども、これを放置しておくとも景観とか環境とか防災、防犯の低下とかごみの不法投棄、またネズミ、野良猫とか、そういったものがどんどん発生していくということになると思うんです。やっぱり、管理不全の空き家にならないために良質な空き家、それは把握していないということをおっしゃいましたけども、この良質な空き家のうちに対策を立てていく必要があるのではないかとこのように思いますので、やはり湖北の地域だけというのではなくて、そういうのを民間が行うというのは限られていると思いますので、行政が主体でやるとい

うところで信用性があるというのか、そういうところを安心して任せられるということにもなりますので、何10年も経って、もう本当に潰れかけてどうしよういうて、隣近所が困るようなところまでいくまでの状況をつくり出す必要があるというふうに思うんですけども、検討はされないでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問でございますけども、現在県内で13市町で14のバンクの組織がございまして、そのうちの半分は多分市町の方で運営されているのではないかな、半分が民間の企業さんですとか、あるいは協議会とか、そういったところで運営されているのではないかなというふうに見ております。ただ、設置されている中で、この湖南地域の方では大津市と草津市にしかバンクはございません。この近隣ですと、守山市さん、栗東市さん、湖南市さんといったところにはバンクはございません。

ちなみに、今、設置されています大津市さんの方で、これは民間の方で運営しておられるようなんですけども、登録件数は10件です。10件で成立したのが3件というふうな実績が今年9月現在で聞いております。草津市さんの方では登録されているのが2件で、成立が1件というふうな状況であるというふうに聞いております。

こういった数字を見てみましても、おっしゃることは1つの方策であるのかわかりませんが、たちまち本市で取り組む課題といたしますか、そのニーズがあるというふうにはちょっと判断できないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 旧集落のところでは本当に広い敷地のおうち、頑丈なしっかりしたおうちですし、近所の方々があそこは広いし、デイサービスでもやってもらえたら、車もとめられる場所がいっぱいあるしというふうなところ辺で何とかならんのかなと。けども、持ち主は今、東京におられて、そういうふうな話もなかなか地域の思いが伝わらないというふうなことをおっしゃっていました。

○議長（矢野隆行君） 野並議員、時間が来ましたので、要望だけでいいですか。

○14番（野並享子君） ぜひ検討をお願いします。

○議長（矢野隆行君） ご苦労さまです。

次に、通告第5号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日は大きくは3つの質問をさせていただきます。

初めに、昨日の台風では県内でも東近江市の方が亡くなられたり、県内でも多くのけが人が出ました。また、市内では市職員をはじめ、大変ご苦勞いただき、またこれからいろいろ課題もあると思いますけど、今後もよろしくお願いします。

さて、1つ目の質問に入ります。

近年、各地で集中豪雨が発生し、平成25年の台風18号では野洲川の川田橋の橋桁まで水位が上がったことは記憶に新しいところですが、今年は7月の西日本豪雨をはじめ、日本各地で豪雨等の被害が発生しています。近年の異常気象からすると、いつどこに住んでいても大きな災害に見舞われてもおかしくないような異常気象の状況となっています。こうしたことから、市民の安心安全を求めていく集中豪雨等の洪水対策は急務であると考えます。

そこでお尋ねします。平成25年の台風18号以降、本市は野洲川をはじめ、童子川、家棟川、祇王井川、光善寺川、友川等、多数の河川があるんですが、これらの治水対策と進捗状況についてお伺いしますが、どのような対策を行ってこられたのか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 東郷正明議員の河川の浚渫と雑木林の除去対策についての1点目の河川の治水対策と進捗状況につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、野洲川につきましては、琵琶湖河川事務所におきまして、平成26年度から野洲地先及び南櫻地先におきまして、土砂撤去や堤防強化工事が行われておりまして、今年度におきましても、三上地先において堤防強化工事を実施される予定でございます。

童子川につきましては、市で実施しています雨水幹線事業にあわせまして、滋賀県におきまして、平成27年度から五之里地先において河道拡幅による改修が行われておりまして、今年度においては農道橋上流約50メートルの河道掘削工事を実施される予定でございます。

家棟川につきましては、滋賀県において平成27年、28年度に流下能力を阻害している北、比留田地先の伐木を実施されております。

祇王井川につきましては、滋賀県において最も流下能力が不足している野洲駅前付近の改修が進められております。平成25年度には三面張り工事により改修、26年度からは河床を50センチ切り下げによる低水路整備を行っていただいております。昨年度までに約210メートルを改修していただきました。今年度はザウルス公園付近から市道野洲中

央線手前で上流約140メートルを施工いただいているところでございます。この他、昨年度流下阻害の要因となっております管理不明の橋2つ、これを撤去いただいております。

また、県道野洲停車場線との交差部の橋梁につきましては、最も河川断面が小さく、大雨時に浸水被害をもたらすネックポイントとなっております。市民病院開設までにボックス水路設置等によります工法を検討いただいているところでございます。

光善寺川につきましては、天井川の構造となっております、漏水箇所が多く見られるために、滋賀県におきまして、平成21年度から年次計画によりまして、高木、長島、入町地先で堤防漏水対策を実施していただいております。

なお、抜本的な治水対策といたしまして、平地河川化についても要望をしているところでございます。

市が管理しております友川につきましては、平成24年度から雨水幹線事業を進めておりまして、平成29年度までにオムロン付近までの約1,400メートルの整備が完了しております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 5年前の台風18号以降、河川の治水対策としても、今言われたように、野洲市は非常に迅速な対応をやられていると私は思っています。そこで、そやけども、水災害は今日、あす、どこで起こるかもしれませんので、やっぱり市だけで対応はできないので、国や県に財政措置を求めて、できるだけまた早く、迅速な改修工事を、治水対策を行っていただきたいと思います。県、国に財政措置を求めていくことについてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の河川の浚渫や樹木伐採について、国、県の方に強く要望すべきだということでご質問をいただいております。河道内の雑木は、今ご指摘いただいておりますように、水の流れを阻害いたしまして、洪水の要因となるものでございます。かねてから一級河川の河川管理者でございます国や滋賀県に対しまして、要望を行っているところでございますけれども、今後も引き続き適切な維持管理を実施いただけるよう、さらに強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。



○15番（東郷正明君） よろしくお願ひします。

次に行きます。

近年各地で発生している洪水被害は河川の中州に茂った雑木林が増水で流され、流木となって橋が壊されたり、水の流れをとめたりして、河川の堤防が切れる等の洪水被害が発生しています。本市でも野洲川の河川の中州には木が茂っていて、増水時に洪水を引き起こす要因となりかねません。河川の浚渫や樹木伐採が必要であると考えますが、県、国に対応を強く求めるべきと思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 同じ答えになります。いいですか。

○15番（東郷正明君） さっきのは治水。よく似たことですけど。

○議長（矢野隆行君） じゃ、再度、答えて、都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ちょっと私は先ほど、先走ったかもわかりません。申しわけございません。

ご指摘のとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、要望を続けておりますが、今後も引き続き、国、県に対しまして要望をし続けてまいりたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 野洲川はこれまでも、共産党も湖南地区の地方議員団として、私も昨年、参議院会館に行って、国との交渉もやってきました。なかなか国の言わはることは野洲川とかの浚渫はなかなか危険ランクが低いと言われるんです。そやけども、この上流とかを見ていると、甲賀市とか湖南市、お隣の守山市とか栗東市を見ても、やっぱり木が茂っていて、計算上はそれでいけるかもしれんけども、現に5年前、あの台風18号で川田橋の方の橋桁のところまで来たという、あの思いからすると、あれ以上のものが来たら、やっぱり怖いと思うんです。そのためにも引き続き、また、これ、野洲市も近隣の甲賀市や湖南市といろんな会議はやっておられるんですけども、引き続き、近隣の市と協力しながら国に要望をしていただきたいと思います。

次に、野洲川には野洲川橋下流と守山市の川田橋付近で水位観測をライブカメラで監視しているが、本市付近でライブカメラは何カ所に設定しているのか、また監視している情報はどのように市民に発信されるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 野洲川のライブカメラにつきましてのご質問でございますが、野洲川では河口部から石部頭首工までの国土交通省が直接管理しておられる直轄区

間におきまして、ライブカメラを26カ所設置をされております。このカメラの映像につきましては、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所のホームページで公開されておりますので、市民の皆さんにもご覧いただくことができます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今、「ライブカメラで公開されています」と言いますが、そういうことで避難準備とか避難勧告、そういったものが出たときにほんまにひとり暮らしの高齢者や身障者までの人が本当に避難できる体制にあるのかどうか、本当に僕はちょっとそういうところまでいっていないのじゃないかなと思うんです。きのうもライブカメラはスマホで見れますね。それでそれを見たら、何か調整のところは何カ所か、5、6カ所あったかな、そういう体制を見ても、やっぱり県がそういう不具合、この間の病院のエアコン液じゃないけども、そういう不具合は早急に改善して行って、県民の安心安全を求めていただきたいと思うんです。その辺は求めることに対してはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） カメラの不具合ですけれども、恐らくちょっとこれ、まだ定かではございませんが、先週に一時的に夕方ひどい雷雨がございまして、カメラのところにも雷の影響があったのではないかなというふうに思っております。当然、おっしゃっていただきましたように、そういう状態が続いておりますと、昨日のように大きな台風が来たときにとかいうこともございますので、当然そういったところにつきましては、早急に適正に直していただくように、それは市の方からもまた申し上げていきたいと思えますし、映らないことに対しましても、そういった旨、連絡はさせていただいております。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） よろしくお願ひします。

市内近隣で野洲川以外のところの河川で水位を監視するライブカメラは設置されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 野洲川以外の河川におけるライブカメラでございますが、本市の近辺でございますと、滋賀県が日野川の桐原橋の方に設置をされております。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 野洲市内でも童子川とか家棟川とか比較的大きな河川にも設置

が必要ではないかと思えますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） いずれもおっしゃっていただきました県の管理の河川でございますので、設置ということになりますと、県の方で設置をしていただくという形になろうかと思えます。今のところはそういった設置の計画といったものは聞いていないというのが現状でございます。それは確かにおっしゃるような、ないよりはある方がいいのかなというふうに思えますけれども、例えば本市の中で、特に最近では25年の台風のときに祇王井川が駅前で氾濫した部分がございます。そういったことで祇王井川につきましては、先ほど申し上げましたように、緊急的に河床の掘り下げ等の対策をとっていただいておりますし、ザウルス公園の近くのところに水位計も設置していただいております。私どもの水防活動の中でのパトロールもそういったところをきちっと点検に回っておりますが、カメラですとカメラに映る部分しか確認ができないんですけれども、やはり現地に行きますと、その上流、下流も含めて、全体的な流れを確認することができますので、より正確な情報が得られるということで現在はそういった形での確認をきちっとしているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） カメラで、そうしてパトロールで回ったその情報というのは、まず自治会とか、そういうところに連絡はいくんですか、もし危険水位とか、そういうところになれば。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 当然、水位が上がって、危険な状態になるということが予測されましたら、その情報は自治会さんにもお伝えいたしますし、危機管理課の方と情報共有いたしまして、避難等の必要がありましたら、そういった情報を出させていただくということにしておりますし、パトロールしている中でもそういう危険な河川の近くで自治会さんともよく自治会館に詰めていただいたりとかしていただいているところもございますので、そういうところにはパトロールの際に立ち寄らせていただいて、現状の報告をさせていただいたりとかいったことも対応しているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次に、河川の浚渫についてお尋ねします。

野洲川をはじめ、童子川、家棟川、光善寺川等の具体的な浚渫計画はあるのか、お尋ね

します。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目の河川の浚渫でございますが、河川管理者でございます国、県に確認いたしましたところ、現時点では具体的な浚渫計画はないといったことで伺っております。浚渫につきましては、流下能力の低い箇所から優先的に実施をされているというところで、市といたしましても、浚渫工事に係ります予算確保と計画的な施工をいただきたいということで、河川管理者に対しまして要望を行っているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今、最近では三日月知事になってから、県の治水というか、河川工事の予算がもうずっと減っているのが現状なんです。こういう中で、今、異常気象もどんどんふえて、今年もまた、台風がまだ1個2個来る可能性ありますし、そういう予算ももっと組んでいただいて、安心安全の県民生活、暮らせるように求めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

民間のブロック塀改修に補助をとということで、6月に発生しました大阪北部地震では学校プールの横のブロック塀が倒壊して、通学中の小学生4年生の女の子が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事態を受け、いち早く野洲市でも緊急の調査が行われた結果、8カ所で安全基準が不適合であることが確認されて、対応も今やられて、もう終わっているところもあります。しかしながら、全国的には通学路や公共施設に目が行く一方で、民間のブロック塀などには対応の対象外となっていることが少なくありません。最近では民間のブロック塀等にも自治体の補助金交付が県内でも制度化されています。近隣の守山市、湖南市、栗東市、草津市でもブロック塀撤去改修補助金を出されるようになりました。子どもの通学路はもちろんのこと、市民の安心安全を考えれば、危険箇所をなくしていくことが今強く求められています。

そこでお尋ねします。学校の通学路の公共施設のブロック塀等調査はされましたが、民間のブロック塀等危険箇所の調査はされたのか、田中議員も質問されましたけども、もう一度お願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 東郷正明議員の民間のブロック塀改修に補助金をのご質

間で1点目のご質問でございます。民間のブロック塀の危険箇所の調査はされたのかというところでございます。

先ほど、田中議員にご答弁を申し上げましたように、まずは緊急度の高い通学路につきまして調査をさせていただきますと、国が示しますチェックポイントの中で、2.2メートルを超える高さのブロック塀が10カ所あるということ把握しております。それ以外につきましては、民間の方、市民の方からいただきました情報によりまして、2カ所を把握しているという状況でございます。通学路以外の公道につきましては、現時点ではまだそこまでは至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今の調査の中で危険箇所を把握されたので、そこでもう対処されたところがあるのか、それともまだ対処されていないところが何カ所あるのかを教えてくださいいただけますか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） これは先ほど田中議員の答弁の中で若干触れさせていただきましたけれども、この10件につきましても、確実に危険であるかどうかという判断は最終的には専門家の安全点検を受けていただくという形になりますので、今後、甲賀土木事務所と連携いたしまして、そういった安全点検を受けていただくような促しをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） この大阪北部地震以降、ブロック塀が倒れて、それ以降、自治会を通してこういうものを回していただきました。これによると、専門家に相談してこの項目を点検しましょうということなんですけども、これ、回覧板で回されたんですが、これで今、自治会に入っておられない方とかマンションとか、そういうところ辺の人とかにはこういうのは回っているんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 緊急的な対応として自治会の回覧をお願いさせていただいたところでございます。あわせて、市のホームページ、先ほども申し上げましたように、国、県のホームページの方にもこういった内容は載せさせていただいているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ホームページとか、そういうのもそれも1つの方法なんですけども、なかなか高齢者がそういうホームページとか、僕らだって、市会議員になる前はそんな市のホームページとかは見いひんというのが実情やし、やっぱりわかる掲示板のところにこういうようなわかるようなビラみたいなものを、各自治会に何か張るところがありますやん、そういうところにまたお張りいただいて、またできるだけ多くの人にわかるようにも、また掲示していただきたいと思います。

それでは次、行きます。

地震等により道路の直面したブロック塀等の倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、道路の通行の安全確保を図るために、本市でも民間ブロック塀撤去の促進を図るため、補助金を出す必要があると思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 補助金につきましても、先ほど田中議員のご質問でお答えいたしましたが、現在、国でこのブロック塀に対します補助金の制度について検討をいただいているというところがございますので、その内容を確認いたしまして、本市におきましても制度の検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国の概算要求でも出ていますけども、そこまで待つと実際、お金が出てくるのが来年今ごろかなと思うんです。また、この1年後ぐらいにまた台風や地震も考えられるので、そこは、やっぱり待ったなしの状況やと思うんです。現に、近隣市、守山、草津、栗東、みんな補助金をされていますので、野洲市の場合、耐震とバリアフリーの改修補助金交付金制度がありますね。これ、今、主の基幹が木造で効果がバリアフリーですか、この8対2で使われているから、この制度がちょっと今、野洲市は使えないと聞いたんですけども、やっぱり市民の安心安全を考えるならば、何か概算、国の予算を待つんじゃなく、市として何か考えられないのか、もう一度答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 補助金につきましては、まずブロック塀が個人さんの財産であるといったところで、やはり、まず所有者の方の管理責任という部分で対応いただくというのが前提ではないかなというふうに考えます。

あと、近隣では制度を設けておられるので、本市の方でもということでご質問を頂戴しておりますけれども、市の予算をどういったところにどのように配分していくかというのは、それぞれの市の課題ですとかまちづくりの方向ですとか、そういったところで異なってくるかと思えます。本市は生活困窮者対策ですとか子育て支援ですとか、今ですとハードの方ですと野洲駅周辺の整備ですとか市民病院の整備ですとか、こういったところに取り組んでおりますけれども、ただ、こういうような中には当然、他の市ではやっておられない事業も本市の方では取り組んでいるというところもございますので、一概にそういった部分で他の市がやっておられるのでというところは若干それぞれの考え方の違いがあるのかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、国の方でこういった制度の方を今考えていっていただいているということですから、そういうことであるならば、やっぱり市の方もそういった国の制度を市民の皆さんに活用いただく必要がございますので、そこにつきましては、市の方も国にあわせた制度を考えていきたいということで先ほどご答弁をさせていただいたというところでございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国の制度を待つのもあれなんですけども、やっぱり民間といえどもそこでとられる、民間にその税金を使うのはちょっとと言われても、その通路を通られる人はそのブロック塀の民家の人だけではなく、一般の市民もたくさんいますので、やっぱりそこは安全性を考慮していただきたいと思えますし、国の予算を待っていたら、1年先になって、それまでに改修しはった人はもう全部自己負担となりますね。それやったら、なかなか安全の対策がとれないので、やっぱり何とか前向きな方法でまた考えてもらいたいと思えます。要望です。

○議長（矢野隆行君） 答えはよろしいですね。

じゃ、次に行って下さい。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） カーブミラーの点検と改修を緊急にということで、先日の台風20号は四国に上陸し、8月23日夜から24日未明にかけ、市内でも暴風雨に見舞われました。また、昨日も台風21号により、野洲市でも農業ハウスや、またカーブミラー、さまざまところで被害が出ています。幸いにも河川の氾濫や洪水はなかったものの、随

所で爪跡が残っています。そこで、今回はカーブミラーについて質問いたします。

大阪北部地震ではブロック塀が倒壊したように、市民が日常生活をしていく上で道路の安全確保は欠かすことができません。台風20号では井口でカーブミラーが倒壊していました。このときは人的被害がなかったことは幸いでしたが、設置年数が経過し、老朽化していくと、いつ事故が、倒壊が起こるともわかりません。

そこでお尋ねしますが、この台風20号のときと昨日の21号の台風でこのカーブミラーの緊急点検はされたのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 東郷正明議員のカーブミラーの点検と改修についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

緊急点検ということでございますが、こういった台風等、悪天候の気象の後、また地震等の後に市内全域の点検をしておりますので、カーブミラーを含めまして、他のものの倒木ですとかそういった状況、道路の状況、そういったものを含め、総合的に点検の方は実施をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） この2つの台風でカーブミラーの倒壊は何件把握されておりますか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ちょっと昨日の今日でございますので、まだ今日も調査の方は回っております。昨夜の段階でカーブミラー2、3件は把握をしておりますけれども、当然のことながら、もっと数は多いと思います。こちらで回らせていただいて把握するものと、また地域の方から情報をいただきまして、把握させていただく部分もございませぬので、そこにつきましては、現在そういった確認中ということでございます。

昨年につきましては、済みません、ちょっと特定の台風ではございませんが、昨年度で10件のミラーの倒壊を確認しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 設置年数の管理台帳は整備されているのでしょうか、お尋ねします。



○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） カーブミラー等の道路附属物の設置状況を整理するために道路台帳システムの中で管理台帳を整備しております。管理台帳上には地図、写真、管理番号等の情報が記録されておりますけれども、設置された時期の不明なものもございますので、現状は記録していないという状況でございます。しかし、管理において、これは適切でないということから、設置済みで確認できるものにつきましては、設置時期を記録し、今後、また新たに設置するものがありましたら、その都度記録していくように改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 管理番号があるということなんですが、現在設置されているカーブミラーは市の合併以前のもので大変多い、カーブミラーに野洲町とか中主町とか、表示されているものがたくさんありますので、設置年数が10年を経過していると思うんですね。そこで、そのカーブミラーに番号を付けて、市民が市役所とか自治会に連絡するときにとどここの何番のカーブミラーがだめですよとか、そういうわかりやすい番号を付けたらいいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目のカーブミラーに管理番号をとということでございます。施設台帳の中で管理番号を設けているということはただいまご答弁申し上げたところでございますけれども、カーブミラー本体の方には確認いたしましたところ、管理番号が付いていないという状況でございました。今後、これにつきましても、より効果的な維持管理ができるように管理番号ですとか、管理者の連絡先につきまして、カーブミラーの方にきちっと明示をしていくようにしてまいりたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） よろしく申し上げます。

広報とかに、そういった番号を教えていただければ対応しますよということも、また記載していただければありがたいと思います。

そこで、ふだん台風以外のときにこの日常の点検はどのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 日常の点検についてということでご質問を頂戴しておりますが、カーブミラーにつきましては、法定点検の対象となっておりませんので、定期的な点検というものは実施しておりませんが、職員が毎月1回、道路パトロールというのを実施しております。その際にカーブミラーの傾きですとか反射方向の変化などがないかどうか、ありましたら、そういったものに対しての修繕を行っております。また、地元自治会の方から情報等いただきましたら、現場を確認させていただきまして、必要な対応を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 月に1回やられているということで、またよろしく願います。

それと、僕が感じたことはカーブミラーが1個付いていて、1つの棒で支えたやつは案外いいんです。ところが、カーブミラーが2つ面が付いて、下の方が何かぐにゃーと曲がってつくられている方は曲がった部分の金属が結構腐食をしているところがありますので、その辺等をまた見ていただいて、改善もしていただきたいと思います。

それと最近電柱に、ちょうどそこにいいところに電柱があって、そこにカーブミラーを付けて、大きなこう、あれはなかなかいいなと思います。今後もまた安心安全のために改善していただきますよう、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（矢野隆行君） お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明6日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。大変ご苦労さまでございました。（午後4時05分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年9月5日

野洲市議会議長                      矢野 隆 行

署 名 議 員                      岩 井 智 恵 子

署 名 議 員                      津 村 俊 二